

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		1079010	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	公立の義務教育学校の管理運営について民間に委ねることを認めること(公設民営方式の容認)。	本区が提案している国際人育成を目指した小中一貫校では、公立学校としてイメージ教育を導入することを検討している。こうした指導方法を身に付けている教員の確保、さらには効率的、効果的な授業運営などにおいて、私立学校その他の民間団体の持つ人材やノウハウを活用する選択が必要である。また、既存の区立学校と公設民営方式の学校が互いに刺激し合い、切磋琢磨することによって、教育の多様化、活性化を図ることが期待できる。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3029010	町田に多様な学びを創る会	公設民営方式による公立学校特区	公立学校の民間への管理運営委託の在り方について「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、学校の管理運営の在り方については、本年度中を目途に回答を取りまとめる運びとなっているところである。この点ご理解願いたい。	NPOや市民団体による公立小中学校の学校運営は、地域の人材を活かす、教育の多様化の実現を可能とさせる。また、NPOや市民団体の力を活用し、NPOや市民団体の学校設置者以外の管理・運営の特例の追加を提案する。	統廃合された学校の活用、NPO、市民団体への学校運営委託、地域市民などを教員として採用、教育目標や教育内容とその他の情報公開、第三者機関の詳細	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。	1 「公設民営」型学校に関して、「小・中学校における公設民営方式の容認」は14提案あるが、すべて「C」であり、かつ、文科省の回答は「中央教育審議会において検討中である」というものである。私たちの提案で中央教育審議会が結論を出す具体的な時期の明示を求めているが、回答にない。一方、12月17日の新聞に、中教審の中間報告が公開されたが、私たちの提案が検討された形跡が読みとれない。すなわち、「包括委託学校」という新しい言葉に置き換えられ、しかも、対象は幼稚園と高等学校に限定され、委託先も「学校法人」に限定されてしまっている。		C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3051030	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「実践イノベーション・スクール」	公立学校の民間への管理運営委託の在り方について「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、学校の管理運営の在り方については、本年度中を目途に回答を取りまとめる運びとなっているところである。この点ご理解願いたい。	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理すること」が設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。具体的な「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と、「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に認めてもらう新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、民が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、私たちは文部省に施設などの教育施設の提供を求め、管理・運営は「全国チャーター・スクール研究会」(NPO法人を申請する予定)で行なう小・中一貫校を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。	1 「公設民営」型学校に関して、「小・中学校における公設民営方式の容認」は14提案あるが、すべて「C」であり、かつ、文科省の回答は「中央教育審議会において検討中である」というものである。私たちの提案で中央教育審議会が結論を出す具体的な時期の明示を求めているが、回答にない。一方、12月17日の新聞に、中教審の中間報告が公開されたが、私たちの提案が検討された形跡が読みとれない。すなわち、「包括委託学校」という新しい言葉に置き換えられ、しかも、対象は幼稚園と高等学校に限定され、委託先も「学校法人」に限定されてしまっている。		C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3052030	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校	公立学校の民間への管理運営委託の在り方について「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、学校の管理運営の在り方については、本年度中を目途に回答を取りまとめる運びとなっているところである。この点ご理解願いたい。	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理すること」が設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。具体的な「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と、「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に認めてもらう新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、民が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、私たちは福岡県に施設などの教育施設の提供を求め、管理・運営は「全国チャーター・スクール研究会」(NPO法人を申請する予定)で行なう小・中一貫校を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。	1 「公設民営」型学校に関して、「小・中学校における公設民営方式の容認」は14提案あるが、すべて「C」であり、かつ、文科省の回答は「中央教育審議会において検討中である」というものである。私たちの提案で中央教育審議会が結論を出す具体的な時期の明示を求めているが、回答にない。一方、12月17日の新聞に、中教審の中間報告が公開されたが、私たちの提案が検討された形跡が読みとれない。すなわち、「包括委託学校」という新しい言葉に置き換えられ、しかも、対象は幼稚園と高等学校に限定され、委託先も「学校法人」に限定されてしまっている。		C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3053030	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸イノベーション・スクール	公立学校の民間への管理運営委託の在り方について「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、学校の管理運営の在り方については、本年度中を目途に回答を取りまとめる運びとなっているところである。この点ご理解願いたい。	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理すること」が設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。具体的な「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と、「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に認めてもらう新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、民が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、私たちは兵庫県に施設などの教育施設の提供を求め、管理・運営は「全国チャーター・スクール研究会」(NPO法人を申請する予定)で行なう小・中一貫校を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。	1 「公設民営」型学校に関して、「小・中学校における公設民営方式の容認」は14提案あるが、すべて「C」であり、かつ、文科省の回答は「中央教育審議会において検討中である」というものである。私たちの提案で中央教育審議会が結論を出す具体的な時期の明示を求めているが、回答にない。一方、12月17日の新聞に、中教審の中間報告が公開されたが、私たちの提案が検討された形跡が読みとれない。すなわち、「包括委託学校」という新しい言葉に置き換えられ、しかも、対象は幼稚園と高等学校に限定され、委託先も「学校法人」に限定されてしまっている。		C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3082010	株式会社グア	株式会社による公設民営型義務教育学校経営プロジェクト	公立学校の民間への管理運営委託の在り方について「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、学校の管理運営の在り方については、本年度中を目途に回答を取りまとめる運びとなっているところである。この点ご理解願いたい。	少年化を背景に過去10年間で2000校の廃校が背景にあります。これら公設民営化を図ること施設を有効に活用でき、民間としては施設設置にかかるコストが削減できます。		

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3089030	NPO法に新しい学校を創る会	みのおバロックスの設立	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」として設置者の責任であり、そのことによる公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合は、NPO法人と「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、長が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、民間市小・中学校の建設などの教育施設の提供を求め、管理・運営はNPO法人で行なう小・中一貫校教育を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3089030	もう一つの学校を作る会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪バリンガルスクール」の開始	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」として設置者の責任であり、そのことによる公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合は、NPO法人と「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、長が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、民間市小・中学校の建設などの教育施設の提供を求め、管理・運営はNPO法人で行なう小・中一貫校教育を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3108030	大阪北摂チャータースクール研究会	小・中・高貫校としての「大阪バリンガルスクール」の開始	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」として設置者の責任であり、そのことによる公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合は、NPO法人と「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、長が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、民間市小・中学校の建設などの教育施設の提供を求め、管理・運営はNPO法人で行なう小・中一貫校教育を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3111010	子どもの権利条約に基づく自立・自学・自治の学校	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」として設置者の責任であり、そのことによる公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合は、NPO法人と「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、長が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、民間市小・中学校の建設などの教育施設の提供を求め、管理・運営はNPO法人で行なう小・中一貫校教育を開設したいと計画している。		
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3117030	特定非営利活動法人IWC/IA国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」の開始	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」として設置者の責任であり、そのことによる公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合は、NPO法人と「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、長が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、民間市小・中学校の建設などの教育施設の提供を求め、管理・運営はNPO法人で行なう小・中一貫校教育を開設したいと計画している。	
080010	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3118030	大阪チャーター・スクール研究会	小・中・高貫校としての「大阪バリンガルスクール」の開始	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」として設置者の責任であり、そのことによる公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合は、NPO法人と「共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式」である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。	「公設民営」方式を取る学校では、長が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、民間市小・中学校の建設などの教育施設の提供を求め、管理・運営はNPO法人で行なう小・中一貫校教育を開設したいと計画している。	

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容					
080020	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	1. 特区と「中央教育審議会」との関係について 「中央教育審議会」は、国家行政組織法第8条(中央教育審議会令)に基づき設立された機関であり、特区法に基づき設立されたものではありません。責務が弊社の特区申請(以下「本提案」といいます)を検討するにあたり、「中央教育審議会」の検討結果を持つ必要はなく、特区として対応不可であることとはなりません。 2. 中央教育審議会の審議内容について ① 義務教育過程の公設民営について 中央教育審議会は幼稚園や高等学校に限って議論の対象としています。しかし、中央教育審議会はその審議の過程において、現在公立学校における教育は、児童生徒や保護者の期待の高まりに十分に応えていないという批判が様々な方面から出ていることを認める等しており、これがまさに、現在の(国家教育権限)的な理想に立脚した公設民営学校による義務教育過程の在り方が、行方不明に置かれていることと関連しています。したがって、義務教育過程の公設民営も認めるべきです。 ② 公設民営学校の教育の質の評価等について 中央教育審議会では「教育の質を客観的に評価・検証する仕組みがなければ、受託者が経営的観点から経営を削減するとにより、教育の質が低下するのではないか」との議論がされています。しかし、経営的観点からのみで経営削減等を行えば、当該受託者の運営する学校は学校を選択する児童生徒や保護者からの支持を失うことは明らかです。そして、児童生徒や保護者からの支持を失えば、受託者は以後当該公設民営学校の設置者からの委託を取り消されるという形で厳しく判断されるのです。つまり、そのような安易な経営削減等をするはずがなく、また客観的に評価という点については、「学校評価委員会の設置」や「政策評価方式」の導入により可能であると考えます。	3. 安定性・継続性への懸念について 中央教育審議会や貴省におかれましては「企業は「安定性・継続性」が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものであります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設民営の学校も生徒数は減少し、事業の継続・安定は望み得ないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体等が管理・運営するにせよ、そこに差はないというべきです。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	3060010	株式会社東京リーガルマインド	教育の公設民営特区	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	学校教育法5条は、学校の設置者はその設置する学校を管理しない限り、これを包括的に委任できるものとします。公設民営のメリットを活かすつ、事業者等による住民のニーズに合う多様な教育サービス提供を民間の事業者やNPOなどに委託することができるとします。	公設学校の管理・運営について、公設学校の設置者は民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といいます)にこれを包括的に委任できるものとします。公設学校のメリットを活かすつ、事業者等による住民のニーズに合う多様な教育サービス提供を民間の事業者やNPOなどに委託することができるとします。
080020	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある」とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのかが明らかになるとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	5150016	株式会社東京リーガルマインド	教育の公設民営特区	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	学校教育法5条は、学校の設置者はその設置する学校を管理しない限り、これを包括的に委任できるものとします。公設民営のメリットを活かすつ、事業者等による住民のニーズに合う多様な教育サービス提供を民間の事業者やNPOなどに委託することができるとします。	公設学校の管理・運営について、公設学校の設置者は民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といいます)にこれを包括的に委任できるものとします。公設学校のメリットを活かすつ、事業者等による住民のニーズに合う多様な教育サービス提供を民間の事業者やNPOなどに委託することができるとします。					
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと期待して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	1079020	港区	豊かな明日の子どものための教育特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	本区が提案している国際人育成を目指す小中一貫教育では、少数教育のための教員の確保や特別な教材の作成など費用以上の費用を必要とする。既存の学校の在籍生との公平性や財政負担の面から、既存の学校の運営経費を超える部分について保護者負担とできるようにする必要がある。	本区が提案している国際人育成を目指す小中一貫教育では、少数教育のための教員の確保や特別な教材の作成など費用以上の費用を必要とする。既存の学校の在籍生との公平性や財政負担の面から、既存の学校の運営経費を超える部分について保護者負担とできるようにする必要がある。					
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと期待して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	3051040	全国チェーン・スクール研究会	「公設民営」方式による小中一貫校としての「東京バリエーション・スクール」	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができる。公設設置し、民営管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮しており、英語と日本語に關して、徹底した個別指導を行う。また、専教の教師はネイティブ・スピーカーを考えている。このように「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。					
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと期待して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	3052040	福岡チェーン・スクール研究会	「公設民営」方式による個性化教育学校	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができる。公設設置し、民営管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮しており、英語と日本語に關して、徹底した個別指導を行う。また、専教の教師はネイティブ・スピーカーを考えている。このように「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。					
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと期待して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	3053040	神戸チェーン・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸・バリエーション・スクール	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができる。公設設置し、民営管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮しており、英語と日本語に關して、徹底した個別指導を行う。また、専教の教師はネイティブ・スピーカーを考えている。このように「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。					
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと期待して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	3089040	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができる。公設設置し、民営管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、3学年ごとの複学年制で1学級15-20名というクラス・サイズを考慮しており、個別指導を中心とした授業を行う。開校時の生徒数も40人程度を想定している。開校当初は学校運営のコストがかかるため、公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。						
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと期待して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	3090040	もう一つの学校を作る会	「公設民営」方式による幼・小・中一貫校としての「京都国際バリエーション・スクール」の開始	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができる。公設設置し、民営管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮しており、英語と日本語に關して、徹底した個別指導を行う。また、専教の教師はネイティブ・スピーカーを考えている。このように「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。					

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容	
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		大阪北野サテライト・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中・高貫校としての「大阪バインガルス・スクール」の開始	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮し、英語と日本語に関して、徹底した個別指導を行う。また、半数の教師はネイティブ・スピーカーを考えている。このような「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		こころな学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校の開始	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちはプロジェクト学習を取り入れた多様な学習を考えている。そのため財源として最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		特定非営利活動法人1WC/IA 国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「国際アカデミー」(仮称)の開始	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮し、英語と日本語に関して、徹底した個別指導を行う。また、半数の教師はネイティブ・スピーカーの参加も考えている。このような「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。
080030	公設民営学校における授業料の徴収	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれており、提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪バインガルス・スクール」の開始	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	私たちは、1学級15名というクラス・サイズを考慮し、英語と日本語に関して、徹底した個別指導を行う。また、半数の教師はネイティブ・スピーカーの参加も考えている。このような「特別な教育サービス」を行うためには、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担職員の配置の容認についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バインガルス・スクール」	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対称として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型がある。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	私たちのグループには、現在県費負担職員である教員がいる。「東京バインガルス・スクール」において、日本人教師の多くはこころな県費負担職員を採用したい。もちろん、区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担職員の配置の容認についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対称として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型がある。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	私たちのグループには、現在県費負担職員である教員がいる。「東京バインガルス・スクール」において、日本人教師の多くはこころな県費負担職員を採用したい。もちろん、区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。	
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担職員の配置の容認についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「神戸バインガルス・スクール」	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対称として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型がある。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	私たちのグループには、現在県費負担職員である教員がいる。「東京バインガルス・スクール」において、日本人教師の多くはこころな県費負担職員を採用したい。もちろん、区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担教職員の配置の管理についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C			本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3089060	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおバ イロツクスールの設立	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	本事業で提案している公設民営方式の学校は、地方公共団体の派遣する県費負担職員と、学校事業費が直接雇用する職員が共同して、教育や学校運営を行うものである。現行制度では県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、公設民営方式の学校にも勤務が可能となる。	地方公共団体から派遣された公立学校教員は固定した学年制や学習指導要領等の制約から自由になって、公立学校ではできなかった大層で先進的な教育の研究や実践が可能になる。一方、管理運営を委託するNPO法人は、人件費の一部を公費で賄うことができるので、経営が安定し、徴収する授業料も安くすることができる。	
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担教職員の配置の管理についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C			本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3089060	もう一つの中・高一貫校として「京都国際バILINGUALスクール」の開始	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託型」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民学校法、株式会社、NPO法人が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	「京都国際バILINGUALスクール」にあって、日本人教師の多くは県費負担職員を採用したい。もちろん、区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。		
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担教職員の配置の管理についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C			本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3108060	大阪北摂チャータースクール研究会	「公設民営」方式による「高貫校」としての「大阪バILINGUALスクール」の開始	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託型」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民学校法、株式会社、NPO法人が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	私たちのグループには、現在県費負担職員である教員がいる。「大阪バILINGUALスクール」にあって、日本人教師の多くはこうして県費負担職員を採用したい。もちろん、区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。	
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担教職員の配置の管理についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C			本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3111030	ごんな権利条約に基づく「子ども」の自治学校	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託型」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民学校法、株式会社、NPO法人が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	教師の多くは県費負担職員を採用したい。また市費負担職員を市にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。		
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担教職員の配置の管理についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C			本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3117060	特定非常利発財団「IWC/IA C国際市民の会	「公設民営」方式による「小・中・高一貫校」としての「国際アカデミー」の開始	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託型」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民学校法、株式会社、NPO法人が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。	
080040	「公設民営」方式による学校への県費負担職員参加の承認	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中教審中間報告では、「管理運営が委託された公立学校に勤務する教職員は、受託者により雇用された者である」とあるが、県費負担教職員の配置の管理についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C			本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		3118060	大阪チャータースクール研究会	「公設民営」方式による「小・中・高一貫校」としての「大阪バILINGUALスクール」の開始	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の承認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託型」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民学校法、株式会社、NPO法人が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	私たちのグループには、現在県費負担職員である教員がいる。「大阪バILINGUALスクール」にあって、日本人教師の多くはこうして県費負担職員を採用したい。もちろん、区費負担職員を区にお願いする一方、学校で独自に職員を採用する。特に、ネイティブ・スピーカーは学校採用職員にしたいと考えている。	

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項推進室管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
080070	教育職員免許状制度の適用除外(公設民営学校)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中央教育審議会の中間報告では「委託が行われた場合であっても、教員の資格については、通常の学校と同様、教育職員免許法が適用されるものである」とあるが、教員免許を有しない者の教員採用についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C		5150019	株式会社東京リールガイド		教育職員免許状制度の適用除外	学校教育法3条1項は、教育職員は同法により授与する免許状を有するものとし、住民のニーズに適合する多様な教育サービスを提供する本特区の趣旨を実現できない。規制改革の趣旨を最大限生かすためには、事業者等により任命された学校長がその強い指導力によって、責任に関する規制にとらわれることなく、自由に教育職員を任命することができるとして、事業者等は現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに適合する多様な教育サービスを提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といふ)が実施できることとなり、校長の採用並びに教員の採用及び昇任が事業者又は校長によって自由に行なわれれば、住民のニーズに適合する多様な教育サービスを提供できることとなり、校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、大学附属の学校以外の公立学校においては校長及び教育委員会の教育長の推薦により行なうと定めています。しかし、規制改革によって校長の採用に自由が与えられることとなり、校長が自由に行なうことができるものとすべきであり、住民のニーズに適合する多様な教育サービスを提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	
080080	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。		③ 安定性・継続性への懸念について 「企業は安定性・継続性が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものがあります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校でも生徒数は減少し、事業の継続・安定は望み得ないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体等が管理・運営するにせよ、そこに差異はないというべきです。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C	3060050	株式会社リールガイド	教育の公設民営特区	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法13条は、校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、大学附属の学校以外の公立学校においては校長及び教育委員会の教育長の推薦により行なうと定めています。しかし、規制改革によって校長の採用に自由が与えられることとなり、校長が自由に行なうことができるものとすべきであり、住民のニーズに適合する多様な教育サービスを提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。				
080080	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。		③ 安定性・継続性への懸念について 「企業は安定性・継続性が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものがあります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校でも生徒数は減少し、事業の継続・安定は望み得ないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体等が管理・運営するにせよ、そこに差異はないというべきです。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C	5150020	株式会社リールガイド	教育の公設民営特区	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法13条は、校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、大学附属の学校以外の公立学校においては校長及び教育委員会の教育長の推薦により行なうと定めています。しかし、規制改革によって校長の採用に自由が与えられることとなり、校長が自由に行なうことができるものとすべきであり、住民のニーズに適合する多様な教育サービスを提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。				
080090	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。		③ 安定性・継続性への懸念について 「企業は安定性・継続性が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものがあります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校でも生徒数は減少し、事業の継続・安定は望み得ないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体等が管理・運営するにせよ、そこに差異はないというべきです。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C	3060060	株式会社リールガイド	教育の公設民営特区	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条は、教育委員会の所管に属する学校の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命すると定めます。しかし、規制改革によってこれらの採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者・NPO等又は校長が定めるものとします。				
080090	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答された。		③ 安定性・継続性への懸念について 「企業は安定性・継続性が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものがあります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校でも生徒数は減少し、事業の継続・安定は望み得ないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体等が管理・運営するにせよ、そこに差異はないというべきです。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。	C	5150021	株式会社東京リールガイド	教育の公設民営特区	公設民営学校の任命に係る権限の校長への委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条は、教育委員会の所管に属する学校の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命すると定めます。しかし、規制改革によってこれらの採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者・NPO等又は校長が定めるものとします。				

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例事項推進室管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080100	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、県費負担職員の任命権を校長に委譲することについても良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、県費負担職員の任命権を校長に委譲することについても良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	1. 特区と「中央教育審議会」との関係について 「中央教育審議会」は、国家行政組織法第8条(中央教育審議会令)に基づき設立された機関であり、特設法に基づき設立されたものではありません。貴省が所長の特任申請(「本提案」といいます)は「中央教育審議会」の検討結果を待つ必要はなく、特区として対応不可であることと理由とはなりません。 2. 中央教育審議会の審議内容について ① 義務教育過程の公設民営について 中央教育審議会は幼稚園や高等学校に限って議論の対象としています。しかし、中央教育審議会はその議論の過程において、現在の公立学校における教育は、児童生や保護者の期待の要に応えていないという批判が様々な方面から出ていることを認めるとおり、これらに、現在の「国家教育権」的な発想に立脚した公設公営学校による義務教育過程の在り方が、行政経費を要していることと併せて、また、義務教育過程の公設民営も認めらるべきです。 ② 公設民営学校の教育の質の評価等について 中央教育審議会では「教育の質を客観的に評価・検証する仕組みがなければ、委託が経費削減経費削減から継続を期待することにより、教育の質が低下するのではないか」との議論がされています。しかし、経営的な観点からのみで経費削減等を行えば、当該受託者の運営する学校は学校を選択する児童生や保護者からの支持を失えば、受託者は以後当該公設学校の設置者からの委託を取り消されるという形で厳しく判断されるのです。つまり、そのような安易な経費削減等をするはずがなく、また客観的な評価という点については、「学校評価委員会の設置」や「政策評価方式」の導入により可能であると考えます。	③ 安定性・継続性への懸念については「企業は「安定性・継続性」が確保できない限りがある」との議論があります。しかし、国民が望むような質の高い教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定・発展するものであります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校でも生徒数は減少し、事業の継続・安定は望み得ないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体自身が管理・運営するにせよ、そこに差異はないと考えています。	C	C	C	C	3060070	株式会社東京リーガルマインド	教育の公設民営特区	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条は、県費負担職員の任命権は都道府県委員会に属すると定めています。しかし、特区においてはこれらによる採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者が採用した校長ができるものとします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といいます)が実施できることとなっても、県費負担職員の採用に校長が自由にできなければ、公設学校のメリットである比較的安価な授業料で住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。特区の趣旨を最大限生かすためには、県費負担職員の採用については校長が自由にできるものとすべきであり、一方で、事業者等は現在の公設学校の比較的安価な授業料を維持しつつ、現行法の枠にとらわれない、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。		
080100	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、県費負担職員の任命権を校長に委譲することについても良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	貴省の回答では、「中央教育審議会で審議中」とあるが、県費負担職員の任命権を校長に委譲することについても良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C	C	C	C	5150022	株式会社東京リーガルマインド	教育の公設民営特区	県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条は、県費負担職員の任命権は都道府県委員会に属すると定めています。しかし、規制改革特区においてはこれらによる採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者が採用した校長ができるものとします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といいます)が実施できることとなっても、県費負担職員の採用に校長が自由にできなければ、公設学校のメリットである比較的安価な授業料で住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。規制改革の趣旨を最大限生かすためには、県費負担職員の採用については校長が自由にできるものとすべきであり、一方で、事業者等は現在の公設学校の比較的安価な授業料を維持しつつ、現行法の枠にとらわれない、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。		
080110	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能な地方独立行政法人	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会において検討中」とあるが、地方独立行政法人による公立学校の管理運営については、現在、中央教育審議会が検討中である。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会において検討中」とあるが、地方独立行政法人による公立学校の管理運営については、現在、中央教育審議会が検討中である。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省から指摘のあった、①教育行政の中立性や安定性の確保については、資料で示した理事長の任命、評価委員会への教育委員会の関与、中期計画に代わる委託契約などにより担保できる。②公立学校の教職員の身分の取扱いについては、区が県費負担職員を法人に派遣し、その身分取扱いについて委託契約または派遣協定に規定することで確保できると考えております。③教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないとされる点は、独立地方行政法人は区からの出資や、地域住民、地域企業からの寄付金の運用等業務を実施することを考えており、国の新たな財政支援制度を求めているわけではありません。求めているのは、派遣する県費負担教職員の人事費負担額を現行どおり都道府県負担とすることです。これらの点を踏まえ、再度検討いただき、その見解及び今後の対応につき具体的に回答ください。	本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、資料で示した理事長の任命、評価委員会への教育委員会の関与、中期計画に代わる委託契約などにより担保できる。②公立学校の教職員の身分の取扱いについては、区が県費負担職員を法人に派遣し、その身分取扱いについて委託契約または派遣協定に規定することで確保できると考えております。③教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないとされる点は、独立地方行政法人は区からの出資や、地域住民、地域企業からの寄付金の運用等業務を実施することを考えており、国の新たな財政支援制度を求めているわけではありません。求めているのは、派遣する県費負担教職員の人事費負担額を現行どおり都道府県負担とすることです。これらの点を踏まえ、再度検討いただき、その見解及び今後の対応につき具体的に回答ください。	C	C	C	C	1074030	杉並区	教育特区(新しいタイプの学校)の創設	学校設置者以外による学校の管理・運営の承認	「学習リテラシー教育」を柱とした小中一貫校、「自然体験重視の学習リテラシー教育」を柱とした全寮制小中一貫校を、設置者でない地方独立行政法人が管理運営する。	杉並区の設置する公立小中一貫校・全寮制小中一貫校を独立行政法人により管理・運営することにより、理事長が設置や寄付金の提供など、地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営を行う。			
080110	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能な地方独立行政法人	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会において検討中」とあるが、地方独立行政法人による公立学校の管理運営については、現在、中央教育審議会が検討中である。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会において検討中」とあるが、地方独立行政法人による公立学校の管理運営については、現在、中央教育審議会が検討中である。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省から指摘のあった、①教育行政の中立性や安定性の確保については、資料で示した理事長の任命、評価委員会への教育委員会の関与、中期計画に代わる委託契約などにより担保できる。②公立学校の教職員の身分の取扱いについては、区が県費負担職員を法人に派遣し、その身分取扱いについて委託契約または派遣協定に規定することで確保できると考えております。③教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないとされる点は、独立地方行政法人は区からの出資や、地域住民、地域企業からの寄付金の運用等業務を実施することを考えており、国の新たな財政支援制度を求めているわけではありません。求めているのは、派遣する県費負担教職員の人事費負担額を現行どおり都道府県負担とすることです。これらの点を踏まえ、再度検討いただき、その見解及び今後の対応につき具体的に回答ください。	本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、資料で示した理事長の任命、評価委員会への教育委員会の関与、中期計画に代わる委託契約などにより担保できる。②公立学校の教職員の身分の取扱いについては、区が県費負担職員を法人に派遣し、その身分取扱いについて委託契約または派遣協定に規定することで確保できると考えております。③教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないとされる点は、独立地方行政法人は区からの出資や、地域住民、地域企業からの寄付金の運用等業務を実施することを考えており、国の新たな財政支援制度を求めているわけではありません。求めているのは、派遣する県費負担教職員の人事費負担額を現行どおり都道府県負担とすることです。これらの点を踏まえ、再度検討いただき、その見解及び今後の対応につき具体的に回答ください。	C	C	C	C	1074040	杉並区	教育特区(新しいタイプの学校)の創設	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人に定める地方独立行政法人の業務の範囲(小中一貫校)の管理を委託する。	地方独立行政法人が公立学校の管理を委託し、学校教育を行う。			
080120	公設民営学校(地方独立行政法人)の理事長の任命に対し、教育委員会が関与	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会が検討中である。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の対応策の①教育の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の対応策の①教育の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。			C	C	C	C	1074050	杉並区	教育特区(新しいタイプの学校)の創設	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与する。	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与する。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。		

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容	
080130	公立学校(地方独立行政法人)の法人に対する中期目標などの規定の適用除外	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条等	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会が検討中」とあるが、地方独立行政法人への中期目標などの適用除外についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	特区提案の学校の運営を委託する地方独立行政法人は、当該受託業務のみを行う法人としておりますので中期目標は、受託契約の範囲内で対応可能と考え、当該目標の適用除外を求めているものです。この点について、貴省の見解及び今後の対応につき具体的に提示願います。			C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案主体からの意見について、回答された。		C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	1074060	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の)創設	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの規定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画及び年度計画の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。
080140	公立学校(地方独立行政法人)の職員・教員に区教育委員会に付与	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条等	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会が検討中」とあるが、区教育委員会に職員・教員を付与する必要があることについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本区の提案は、新たな学校を設立するに当たり、区全体の教育の統一性を確保するとともに、新たな学校に適した人材を確保する必要があるために行っているものです。都が任命権を保持し、都全体の教育の統一性を確保する現行の制度の特例では対応できません。区教育委員会が任命権を持つことが必要となるので、この点について貴省の見解及び今後の対応について具体的に提示願います。			C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案主体からの意見について、回答された。		C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	1074090	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の)創設	県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	都道府県が持つ任命権を市区町村に移すことにより、小中一貫校を委託する地方独立行政法人に適した教職員を派遣する。	
080150	公立学校(地方独立行政法人)の区教育委員会に職員・教員に区教育委員会に付与	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条等	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会が検討中」とあるが、区教育委員会に職員・教員を付与する必要があることについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省の回答の、「教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならない」とされる点については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上は当然のことではありますが、公立学校を地方独立行政法人に転換するにあたっては、地域住民、地域企業からの寄付金の運用等も業務を実施することを考えており、国の新たな財政支援制度を求めているわけにはありません。求めているのは、派遣する県費負担教職員の人員費相当額を現行どおり都道府県負担とすることです。この点について、貴省の見解及び今後の対応につき具体的に提示願います。			C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案主体からの意見について、回答された。		C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	1074100	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の)創設	区教育委員会任命職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	区が任命する県費負担教職員の給与は、市区町村が負担する。	
080160	公立学校(地方独立行政法人)の区教育委員会に職員・教員に区教育委員会に付与	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条等	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会が検討中」とあるが、県費負担教職員の旅費及び超過勤務手当の市区町村による負担についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行の法制では、区市町村は、超過勤務手当などは負担できないこととなっておりますが、公立学校の学校においては、こうした規制を緩和し、学習指導要領を上回る特別な授業を実施する必要がある場合となる超過勤務手当及び旅費について国に新たな負担を求めるとは考えておりません。今回提案する教育を実施するために必要と考えるものからすると、この点については、貴省の見解及び今後の対応につき具体的に提示願います。			C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案主体からの意見について、回答された。		C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	1074110	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の)創設	県費負担教職員への超過勤務手当及び旅費の区市町村からの支給	区が設置する小中一貫校で行う上乗せ授業の実施に際して必要となる、教員の超過勤務、旅費などを、区市町村が、支給できるようにする。	
080170	公立学校(地方独立行政法人)における授業料の徴収	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条等	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会が検討中」とあるが、上乗せ授業に要する経費を特別負担金として児童生徒の保護者から徴収することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	公立学校に係る指導事項についてはすでに意見を述べておりますので、そちらを参照してください。この項については、無償で義務教育を受ける機会を保障し、学習指導要領を上回る、より特色ある教育を実施する際生じる経費について、特別負担金の徴収を行おうと考えているものであり、憲法の趣旨に反するものではありません。また、公立学校であることから、経済的負担により負担が困難な児童・生徒に対しては、減免措置を設けることとしております。私立には比べられないが、低額負担であれば特色ある教育を受けさせたいとのニーズに応えたいとの考えに基づき提案ですので、義務教育のニーズの多様化へ対応していくのかという視点も含め、貴省の見解を具体的にお教えください。			C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案主体からの意見について、回答された。		C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	1074120	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の)創設	特別負担金の徴収	地方独立行政法人の管理する学校の授業料を特別負担金として児童生徒の保護者から徴収する。	学習指導要領に基づく、義務教育の範囲を超える独自の教育カリキュラムによる授業(以下、上乗せ授業)という実施によって生じる経費のうち一定額(低額)については、特別負担金を徴収する。経済的事情により負担が困難な児童・生徒に対しては、減免措置を設ける。 *上乗せ授業について 他の区立小中学校では実施されない学習リテラシー授業を実施した結果、通常の授業時間数に超過して行われる授業時間(他の区立小中学校の授業時間数・内容)に上乗せされた部分 *土曜日に授業することも想定)のこと。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
080180	公設民営学校(地方独立行政法人)の教科書採択権限	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条等	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、重要な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「現在、中央教育審議会が検討中」とあるが、地方独立行政法人が教科書を選択することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	公設民営に係る指摘事項についてはすでに意見を述べておりますので、そちらを参照してください。この項は、教科書の採択権限の当該校への変遷について、公設民営で特色ある教育を実施するためには、その内容に即した教科書の採択権限を当該校に与えることが適当であることから提案しているものであります。しかし、教育の機会均等・統一性の観点から、採択する教科書の範囲は検定済み教科書の範囲内に限定しております。この点を踏まえ、貴省の見解を具体的にお教えください。		C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会が検討中である。前回の回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、重要な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案主体からの意見について、回答された。		C		1074130	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの)創設	教科書採択権限の独立行政法人への委譲	地方独立行政法人が管理する学校の教科書については、当該法人が教科書を選択する。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校の教科書については、当該校の教育にふさわしい教科書を検定済み教科書として教科書選定委員会において選定し、採択する。
080190	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(校長の公認と任免権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、校長の公認・任命権を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公認市長、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考え、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		P	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(校長の公認と任免権限の付与)	保護者、公認市長、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会を設置し、都道府県教育委員会の権限に属する校長の公認と任命権を学校運営委員会に付与する。この委員会は、附随権限等の位置づけではなく、決定権限を有し、かつ、自由な発想による裁量権を有する機関として位置づける。	(事業内容)校長の公認と任命権の付与(特色ある教育の実現のために、校長を公認し、その任免権限を学校運営委員会に付与する。)(効果)①地域が期待する学校像に適した校長の配置が期待できる。②学校運営委員会が直接面接を行うなど住民参加により、市民権限の拡大を図ることができる。		
080190	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(校長の公認と任免権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、校長の公認・任命権を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		C	3111060	こんな小学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(校長の公認と任免権限の付与)	保護者、公認市長、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会及び市町村教育委員会に属している校長の公認と任命権を学校運営委員会に付与する。この委員会は、附随権限等の位置づけではなく、決定権限を有し、かつ、自由な発想による裁量権を有する機関として位置づける。	(事業内容)校長の公認と任命権の付与(特色ある教育の実現のために、校長を公認し、その任免権限を学校運営委員会に付与する。)(効果)①地域が期待する学校像に適した校長の配置が期待できる。②学校運営委員会が直接面接を行うなど住民参加により、市民権限の拡大を図ることができる。	
080200	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(教職員の任免権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、教職員の任免権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公認市長、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考え、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		P	1114020	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の任免権限の付与)	都道府県教育委員会の権限に属する教職員の任命権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容)教職員の任免権限の付与(地域が期待する学校像にあった教職員を任命し、適さない判断した場合の教職員の任免権を学校運営委員会に与える。任命については、学校運営委員会が直接面接を行い、決定できるようにする。また、教育資格の有無にとらわれない教員採用を認め、地域が期待する学校に対応した人材(障がい者、外国語堪能者等)を柔軟に採用する。)	
080200	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(教職員の任免権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、教職員の任免権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		C	3111070	こんな小学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の任免権限の付与)	1で述べた学校運営委員会に教職員の任命権限を付与する。	(事業内容)教職員の任免権限の付与(地域が期待する学校像にあった教職員を任命し、適さない判断した場合の教職員の任免権を学校運営委員会に与える。任命については、学校運営委員会が直接面接を行い、決定できるようにする。また、教育資格の有無にとらわれない教員採用を認め、地域が期待する学校に対応した人材(障がい者、外国語堪能者等)を柔軟に採用する。)	
080210	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(教職員の勤務評定実施権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、教職員の勤務評定実施権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公認市長、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考え、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		P	1114030	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の勤務評定実施権限の付与)	市町村教育委員会の権限に属する教職員の勤務評定実施権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容)教職員の勤務評定実施権限の付与(必要に応じて、教職員の勤務評定を行うことができるようにする。その勤務評定を教職員人事、給与に反映させ、成果や能力に対応した支給する。)	
080210	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(教職員の勤務評定実施権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、教職員の勤務評定実施権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		C	3111080	こんな小学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の勤務評定実施権限の付与)	1で述べた学校運営委員会に教職員の勤務評定実施権限を付与する。	(事業内容)教職員の勤務評定実施権限の付与(必要に応じて、教職員の勤務評定を行うことができるようにする。その勤務評定を教職員人事、給与に反映させ、成果や能力に対応した支給する。)	
080220	教育委員会に属している学校の管理運営権限を保護者に付与する法律(教職員の研修実施権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、教職員の研修実施権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公認市長、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考え、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるよう事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。		P	1114040	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の研修実施権限の付与)	都道府県教育委員会や市町村教育委員会のほか、教職員の研修実施権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容)教職員の研修実施権限の付与(必要に応じて、教職員のニーズや課題に応じた内容の研究が実施できるようにする。また、学校・教職員の主体的な研修を支援できるようにするため、研修実施権限として学校運営委員会を加える。)	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
080220	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(教職員の研修実施権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、教職員の研修実施権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	C		3111090	こんな学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(教職員の研修実施権限の付与)	都道府県教委や市町村教委のほか、1で述べた学校運営委員会にも教職員の研修実施権限を付与する。	(事業内容) 教職員の研修実施権限の付与(必要なとき、教員のニーズや課題に応じた内容の研修が実施できること)。また、学校・教員の主体的研修を支援できるようにするための、研修実施権限を学校運営委員会に加える。	
080230	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(校内組織の決定権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、校内組織の決定権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公務員、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考えるので、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	P		1114050	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(校内組織の決定権限の付与)	市町村教育委員会、校長の権限に属する校内組織の決定権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。また、都道府県教育委員会の権限に属する学級編制権を学校運営委員会に付与し、「都道府県教育委員会の同意」を「通知」とする。	(事業内容) 校内組織の決定権限の付与(教務主任、学年主任、生徒指導主事などの校内組織については、制度化された学校ではなく、地域のみに位置づけられた学校としてとらえ、その決定権限を学校運営委員会に付与し、「都道府県教育委員会への通知」を「通知」とする。)	
080230	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(校内組織の決定権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、校内組織の決定権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	C		3111100	こんな学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(校内組織の決定権限の付与)	1で述べた学校運営委員会に校内組織の決定権限を付与する。	(事業内容) 校内組織の決定権限の付与(教務主任、学年主任、生徒指導主事などの校内組織については、制度化された学校ではなく、地域のみに位置づけられた学校としてとらえ、その決定権限を学校運営委員会に付与し、「都道府県教育委員会への通知」を「通知」とする。)	
080240	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(学習指導要領外の教育課程の編成権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、学習指導要領外の教育課程の編成権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公務員、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考えるので、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	P		1114080	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(学習指導要領外の教育課程の編成権限の付与)	国が基準として定めている教育課程の編成、教科の設定、授業時間数の設定について、その決定権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容) 「802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、教育課程の基準によらない教育課程の実験的な編成・実施が可能とされる。児童・生徒の学習機会に対する選択の幅の拡大のため、また、児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるよう、学習指導要領の編成権限を学校運営委員会に付与する。	
080240	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(学習指導要領外の教育課程の編成権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、学習指導要領外の教育課程の編成権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	C		3111120	こんな学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(学習指導要領外の教育課程の編成権限の付与)	1で述べた学校運営委員会に学習指導要領を遵守したうえで、必要な教育課程の編成権限を付与する。	(事業内容) 「802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、教育課程の基準によらない教育課程の実験的な編成・実施が可能とされる。児童・生徒の学習機会に対する選択の幅の拡大のため、また、児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるよう、学習指導要領の編成権限を学校運営委員会に付与する。	
080250	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(検定を経た教科用図書の採択権限の付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	貴省の回答では、「必要な措置を平成16年度中に行う予定である」とあるが、検定を経た教科用図書の採択権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	措置の分類がPとなっていますが、地域の事情に合った特色ある教育を実現していくためには教育委員会の一定の権限を保護者、公務員、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員からなる学校運営委員会に委ね、住民参加の下で開かれた学校運営を行うことが極めて重要であると考えるので、引き続き前向きに検討をお願いします。		P		本提案の前提である学校運営への地域住民などの参加については、現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	P		1114070	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(検定を経た教科用図書の採択権限の付与)	国が検定した教科用図書を採択する市町村教育委員会の権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容) 教科用図書の採択権限の付与(小学校及び中学校において使用する教科用図書を検定を経た教科用図書のうちから採択する権限を学校運営委員会に付与する。教科用図書採択地区市町村教育委員会が採択するのではなく、学校の指導方法や方針に最も適合した教科用図書を柔軟に採択できるようにしたい。)	
080250	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(検定を経た教科用図書の採択権限の付与)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会において検討中」とあるが、検定を経た教科用図書の採択権限を学校運営協議会に付与することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか、仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	C		3111110	こんな学校にしたい会	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与(検定を経た教科用図書の採択権限の付与)	1で述べた学校運営委員会に検定済教科用図書のなかから教科用図書を選択する権限を付与する。	(事業内容) 教科用図書の採択権限の付与(小学校及び中学校において使用する教科用図書を検定を経た教科用図書のうちから、学校に最も合った、使いやすい教科用図書の採択権限を学校運営委員会に付与する。教科用図書採択地区市町村教育委員会の採択ではなく、地域の学校に合った教科用図書を学校運営委員会が採択したい。)	
080260	地域住民の学校経営参加	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	P		現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	提案が実現される方向で検討されると解してよいか。			P		現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	P		1106010	小田原市	大人も学校という特区	地域住民の学校経営参加	学校内の組織の決定等の権利を地域住民が参加した組織に付与する。	学校運営に地域住民が参画し、提案聴講や観察を行い、学級前庭や問題教師の早期発見に努め、地域の問題として解決を図る。そのためには住民が参加した組織にある程度の権限を付与する必要がある。	

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容			
080310	NPO法人立学校の特例「研究開発学校制度」による「教育内容」の弾力化	学校教育法第24条第2項、第55条、文部科学省告示第56号	地方自治体が、構造改革特別区域基本方針別表1「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を認定を受けることで、教育課程の基準として、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。	E		地方自治体が、構造改革特別区域基本方針別表1「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を認定することで、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。当該特定制の認定については不登校児童生徒等を対象とする学校に限定しない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1		地方自治体が、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」の申請と同時に、他の特定制を申請することは現在でも可能である。 なお、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」は教育課程の編成・実施に関する特例であり、設置主体の特例とは関連しない。							3042030	教育改革特区「不登校児童・生徒に限定されない」NPO法人立学校の特例「研究開発学校制度」による「教育内容」の弾力化	学校設置非営利法人の認定申請にあたって、「研究開発学校」制度の同時申請を可能とする。	不登校児童・生徒等は既存の教育では対応困難なケースが多いのが現状であり、新しい教育内容を取り入れた学校設置が急務となっている。当校では、官民協力の精神を尊重しながら、幼・小・中一貫となったシニヤター教育を取り入れた独自の教育の実践が効果をあげて、多方面からの関心が高まっている。小規模のNPO法人立の学校が認可申請と同時に研究開発学校の指定を受ける手続きが可能になれば、成果をあげてきた実践を学校設置と同時に実現できる。これにより、児童・生徒の発達段階や家庭環境を踏まえ、少人数クラス編成で、地域の特性を生かした総合学習的内容に富んだ授業が可能となる。また、その授業実績を公開することで教育の発展に貢献できる。	
080321	市立小・中学校における「ものづくり・デザイン科」の必須科目化	学校教育法施行規則第24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2		構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により実施可能である。													1020010	高岡市 ものづくり・デザイン科におけるものづくり・デザイン科の必須科目化	市立小・中学校の小・中学校の現行の必須科目を地域特有の科目新設を行うため、必須科目の規則を緩和する。	小・中学校の学習時間を再編成し、「ものづくり・デザイン科」を新設する。	
080322	高等学校における職業教育の実施	学校教育法施行規則第24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2		構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により実施可能である。													3068010	株式会社東京リーガルマインド 高等学校における職業教育の実施	高等学校における職業教育の実施	「文部科学省告示第130号」一総則(2)「学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にかかわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科・科目を設けることができる」と規定しています。この規定の運用について、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	①高等学校学習指導要領に新教科「職業教育」を導入します。 ②新教科「職業教育」の担当教育職員として社会人を活用します。
080322	高等学校における職業教育の実施	学校教育法施行規則第24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2		構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により実施可能である。													5150001	株式会社東京リーガルマインド 高等学校における職業教育の実施	高等学校における職業教育の実施	「文部科学省告示第130号」一総則(2)「学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にかかわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科・科目を設けることができる」と規定しています。この規定の運用について、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	①高等学校学習指導要領に新教科「職業教育」を導入します。 ②新教科「職業教育」の担当教育職員として社会人を活用します。
080330	教育免許を有しない者の教員採用	教育職員免許法第3条の2、第5条	担当する教科の専門的な知識経験や技能等を有する社会人については、任命又は雇用しようとする者の推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、特別免許状を授与することができる。また、免許状を有しない者については、任命又は雇用しようとする者から都道府県教育委員会への届出により、非常勤の講師として教科の領域の一部の教授等を担任することができる。	D-1		教員免許状を有しない優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能である。													1020020	高岡市 ものづくり・デザイン科におけるものづくり・デザイン科の教員採用	教育免許を持たない技術者・専門家の教員採用	教育職員採用の緩和	地元在住の伝統技術者、デザイン専門家の学校教員への採用
080330	教育免許を有しない者の教員採用	教育職員免許法第3条の2、第5条	担当する教科の専門的な知識経験や技能等を有する社会人については、任命又は雇用しようとする者の推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、特別免許状を授与することができる。また、免許状を有しない者については、任命又は雇用しようとする者から都道府県教育委員会への届出により、非常勤の講師として教科の領域の一部の教授等を担任することができる。	D-1		教員免許状を有しない優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能である。													3068010	株式会社東京リーガルマインド 高等学校における職業教育の実施	高等学校における職業教育の実施	「文部科学省告示第130号」一総則(2)「学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にかかわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科・科目を設けることができる」と規定しています。この規定の運用について、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	①高等学校学習指導要領に新教科「職業教育」を導入します。 ②新教科「職業教育」の担当教育職員として社会人を活用します。

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080360	小学校、中学校、高等学校における単位認定要件の緩和	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省の回答では、「中央教育審議会が検討中」とのことであるが、学校教育において民間事業者が提供する教育サービスと外部資源を活用することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと期待が強い。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。					本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみられ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われたい。また、検討スケジュールについては未定なのか、未定であったとしても、とりまとめの目途又は目標を示されたい。	C		3082030	株式会社ノヴァ	株式会社による公立教育型義務教育学校経営プロジェクト	小学校、中学校、高等学校における単位認定要件の緩和	学校教育における履修科目の設定と単位認定要件を緩和し、民間事業者が提供する教育サービスと外部資源を活用することができるようにする。対面指導の重要性を認め、スクーリングとの併用とする。	各種専門分野(外国語、IT、福祉、法律、会計等)の民間サービス、ボランティア活動、企業でのインターンシップ活動等を、正規教科と同等に扱い、単位として認定します。現在、民間の教育サービスは、学校の授業として認定されていない。消費者は単位取得のための「授業に費やす時間」と、任意で「教育サービスを受ける時間」との両方が必要です。外部資源を単位として認定できれば、消費者にとっては選択肢が増えと同時に、時間を有効に活用して一貫した教育サービスを受けることが可能になります。また、これは民間の教育産業の活性化にもつながります。	
080370	テレビ電話システムによる学校教育での単位認定	-	-	小中学校 C 高校 D-1		○小・中学校 対面指導が重要であり、在宅学習を基本とする遠隔授業の導入は認められない。 ただし、不登校児童・生徒を対象としたITの活用については、特区により対応可能。 ○高等学校 通信制課程以外の対応として、全日制課程と通信制課程、あるいは定時制課程と通信制課程との併修により、対応が可能である。 なお、第3次特区で、全日制課程において不登校状態にある生徒に対して、通信制課程の教育課程の特例を適用させることを一定の単位数を上限として可とすることとしている。	提案は、「対面指導の重要性に鑑み、スクーリングとの併用とする」としており、学習の選択肢として認められないか具体的に検討し回答されたい。			小中学校 C 高校 D-1		○小・中学校 義務教育段階における児童・生徒の社会性の涵養の重要性などに鑑み、前にスクーリングを併用したとしても、小・中学校における在宅学習を基本とする遠隔授業の導入は困難である。 なお、不登校児童・生徒を対象としたITの活用については、特区により対応可能である。 ○高等学校 高等学校においては、生徒の様々な生活状況に対応できるよう全日制・定時制・通信制の三課程が設けられていることであり、通学が困難な生徒に対しては通信制課程を選択することにより対応が可能である。また、全日制課程と通信制課程との併修により、全日制課程及び定時制課程の生徒についても通信制課程の適用が可能である。なお、第3次特区で、全日制課程に在籍している生徒が不登校状態となった場合は、通信制課程の教育課程の特例を適用させることを一定の単位数を上限として可とすることとしている。			3081020	株式会社ノヴァ	小中高生のキャリアデザイン支援プロジェクト	テレビ電話システムによる学校教育での単位認定	通信制以外の小学校・中学校・高等学校においてもテレビ電話システムによる授業を単位として認定します。	テレビ電話システムにより、距離という物理的制約にとらわれずに、児童・生徒が学習したい多様な学習内容を選択できるようになります。具体的には外国人による英会話や、ある地域に集中している特殊な職業の方へのインタビュー、特殊な楽器を演奏する際のプロによる音楽指導など選択の幅が広がります。また不登校児童・生徒や、少子化による学校の統合のため遠距離通学を強いられている児童・生徒等に対しての学習ツールとして活用します。対面指導の重要性を認め、スクーリングとの併用とします。		
080370	テレビ電話システムによる学校教育での単位認定	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、通信制以外の小・中学校においてもテレビ電話システムによる授業を単位として認定するというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。					本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。 ○小・中学校 義務教育段階における児童・生徒の社会性の涵養の重要性などに鑑み、前にスクーリングを併用したとしても、小・中学校における在宅学習を基本とする遠隔授業の導入は困難である。 なお、不登校児童・生徒を対象としたITの活用については、特区により対応可能である。 ○高等学校 高等学校においては、生徒の様々な生活状況に対応できるよう全日制・定時制・通信制の三課程が設けられていることであり、通学が困難な生徒に対しては通信制課程を選択することにより対応が可能である。また、全日制課程と通信制課程、あるいは定時制課程と通信制課程との併修により、全日制課程及び定時制課程の生徒についても通信制課程の適用が可能である。なお、第3次特区で、全日制課程に在籍している生徒が不登校状態となった場合は、通信制課程の教育課程の特例を適用させることを一定の単位数を上限として可とすることとしている。			3082040	株式会社ノヴァ	株式会社による公立教育型義務教育学校経営プロジェクト	テレビ電話システムによる学校教育での単位認定	通信制以外の小学校・中学校・高等学校においてもテレビ電話システムによる授業を単位として認定します。	テレビ電話システムにより、距離という物理的制約にとらわれずに、児童・生徒が学習したい多様な学習内容を選択できるようになります。具体的には外国人による英会話や、ある地域に集中している特殊な職業の方へのインタビュー、特殊な楽器を演奏する際のプロによる音楽指導など選択の幅が広がります。また不登校児童・生徒や、少子化による学校の統合のため遠距離通学を強いられている児童・生徒等に対しての学習ツールとして活用します。対面指導の重要性を認め、スクーリングとの併用とします。		
080380	義務教育過程における修業年限の緩和	学校教育法第37条	小学校の修業年限は、六年とする。 中学校の修業年限は、三年とする。	E		修業年限の変更は、規制改革の問題になじまない。	提案の趣旨は、児童・生徒に適した習熟度別授業を行うことに伴い、小学校を4年以上、中学校を2年以上にしようとするものであり、これについて具体的に検討し、回答されたい。			E		現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことである。特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及ぶようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱いは馴染まない。			3081050	株式会社ノヴァ	小中高生のキャリアデザイン支援プロジェクト	義務教育過程における修業年限の緩和	義務教育課程における修業年限を緩和し、小学校は4年以上、中学校は2年以上とします。	修業年限を緩和することで、より各児童・生徒に適した習熟度別授業が可能になります。		
080380	義務教育過程における修業年限の緩和	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、修業年限を緩和し、小学校を4年以上、中学校を2年以上とするというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。					本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。 なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことである。特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及ぶようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱いは馴染まない。			3082070	株式会社ノヴァ	株式会社による公立教育型義務教育学校経営プロジェクト	義務教育過程における修業年限の緩和	義務教育課程における修業年限を緩和し、小学校は4年以上、中学校は2年以上とします。	修業年限を緩和することで、より各児童・生徒に適した習熟度別授業が可能になります。		
080390	指定都市市県定教育職員臨時免許状の新設	教育職員免許法第5条第5項、第9条第3項	臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格した者に授与する。臨時免許状は、授与したときから3年間、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。	C		学校教育の成否は教員の資質による。臨時免許状は、一定水準を確保する等のために、都道府県教育委員会が授与することが適当である。現状においても、公私立学校を問わず、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会が臨時免許状の授与は円滑に行われており、特種の支障があるとは承知していない。	貴省の回答では、「臨時免許状の授与は円滑に行われており、特種の支障があるとは承知していない」とあるが、提案では、「教育職員臨時免許状が必要となる場合は、急を要する場合はほとんどであるが、その授与までは相当の時間がかかる」とあり、これを踏まえ、提案にあるように当該指定都市が設置する学校、幼稚園にのみ有効な臨時免許状の新設が出来ないか、具体的に検討し、回答されたい。また、貴省の回答では、「一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が授与することが適当である」としているが、提案にあるように、検定基準を他の基準と一致させることにより、指定都市が臨時免許状を授与することとしても問題はないのではないかと懸念している。					当該自治体でも臨時免許状の授与は円滑に行われており、具体的臨時免許状の授与に係る事項について特種の支障は生じていないと承知している。			1083010	京都市	京都市教育職員臨時免許状の新設	指定都市限定教育職員臨時免許状の新設	指定都市が設置する学校・幼稚園に任用する間のみ有効な臨時免許状を新設し、指定都市を授与権とする。任用と免許状の管理を一体化させるよう提案する。	任用と免許状の管理を一体化させることにより①任命権者である指定都市が臨時免許状の授与事務を行うことで、重複して確認が必要であった書類の省略や手続きの一本化により、検定期間を大幅に短縮し、免許状授与及び任用が円滑に行える。②指定都市の検定基準は都道府県の授与する臨時免許状の基準と同一とし、都道府県内で受検する教員が生じないようにして、任命権者と授与権者を同一にすることにより、現行以上に適切な、資質の保持を図ることができる。③提出書類の軽減等、申請者(任用予定者)の負担を軽減できる。(別紙2を添付)		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	規制特例事項推進室管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	教育職員免許法第5条第6項	特別免許状は、授与権である都道府県教育委員会が授与する。	C	学校教育の成否は教員の資質によることが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保するための都道府県教育委員会が授与することが適当である。現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うに当たって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より特別免許状の授与は円滑に行われており、特段の支障があるとは承知していない。	貴省の回答では、「一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が授与することが適当である」とあるが、都道府県教育委員会への委譲が現実的か、提案を現実とする方向で再度検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること。また、本提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。特区の提案段階においても、教員として採用しようとする者の具体的な資質能力について、授与権者である都道府県教育委員会に相談することは可能であり、現時点で特別免許状の授与実績がない都道府県教育委員会も含めて、特別免許状授与についての相談があった場合には、任命権者や雇用人のニーズを踏まえた適切な対応をとるよう、関係都道府県教育委員会に対し、指導助言をしており、提案者が実際に特別免許状の要件に該当する者を雇う際に阻害となる要因はないと考える。	市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形勢になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないかと。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答されたい。	A	I	市町村において地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担し、その教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該市町村教育委員会も授与権者となることを可能とする予定である。	3054040	長野テニススクール研究会	「特区学校法人」による長野市・中一貫校	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法第8条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に對して授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状授与を行うこととするに当たって、「以下に掲げる要件」は、1)給与について当該認定自治体から支払われる者、ii)認定自治体の教委において、免許状授与権者として授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、iii)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法第4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	私たちは、免許は所有していないけれど、地域の専門家という人やボランティアの方々の協力を得たいと考えている。外国人教師も雇う予定である。					
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、特別免許状の授与権限を市町村教育委員会へ委譲できないかというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること。また、本提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。	市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形勢になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないかと。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答されたい。	C	市町村において地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担し、その教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該市町村教育委員会も授与権者となることを可能とする予定である。	3090080	もう一つの子供を作ろう会	「公設民営」方式による「京都市立ハイパースクール」の開始	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法第8条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に對して授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状授与を行うこととするに当たって、「以下に掲げる要件」は、1)給与について当該認定自治体から支払われる者、ii)認定自治体の教委において、免許状授与権者として授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、iii)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法第4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	京都市に開設する国際バILINGALSスクールではネイティブ・スピーカーが教師の半数を占めることになる。これら教員に日本の免許を与えねばならない。						
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、特別免許状の授与権限を市町村教育委員会へ委譲できないかというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること。また、本提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。	市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形勢になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないかと。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答されたい。	C	市町村において地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担し、その教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該市町村教育委員会も授与権者となることを可能とする予定である。	3108080	大阪南テニススクール研究会	「公設民営」方式による「小・中・高」一貫校としての「大阪バインガールズスクール」の開始	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法第8条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に對して授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状授与を行うこととするに当たって、「以下に掲げる要件」は、1)給与について当該認定自治体から支払われる者、ii)認定自治体の教委において、免許状授与権者として授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、iii)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法第4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	大阪府北摂地域に開設するバインガールズスクールではネイティブ・スピーカーが教師の半数を占めることになる。これら教員に日本の免許を与えねばならない。						
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、特別免許状の授与権限を市町村教育委員会へ委譲できないかというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること。また、本提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。	市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形勢になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないかと。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答されたい。	C	市町村において地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担し、その教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該市町村教育委員会も授与権者となることを可能とする予定である。	3111050	こんな学校したい会	子どもの権利条約に基づく「国際市民の学校」	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法第8条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に對して授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状授与を行うこととするに当たって、「以下に掲げる要件」は、1)給与について当該認定自治体から支払われる者、ii)認定自治体の教委において、免許状授与権者として授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、iii)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法第4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	教員資格の有無にとらわれない教員採用を認め、地域が期待する学校に採用した人材を柔軟に採用する。						
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	教育職員免許法第5条第6項	特別免許状は、授与権である都道府県教育委員会が授与する。	C	学校教育の成否は教員の資質によることが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保するための都道府県教育委員会が授与することが適当である。現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うに当たって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より特別免許状の授与は円滑に行われており、特段の支障があるとは承知していない。	貴省の回答では、「一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が授与することが適当である」とあるが、都道府県教育委員会への委譲が現実的か、提案を現実とする方向で再度検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること。また、本提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。特区の提案段階においても、教員として採用しようとする者の具体的な資質能力について、授与権者である都道府県教育委員会に相談することは可能であり、現時点で特別免許状の授与実績がない都道府県教育委員会も含めて、特別免許状授与についての相談があった場合には、任命権者や雇用人のニーズを踏まえた適切な対応をとるよう、関係都道府県教育委員会に対し、指導助言をしており、提案者が実際に特別免許状の要件に該当する者を雇う際に阻害となる要因はないと考える。	市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形勢になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないかと。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答されたい。	A	I	市町村において地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担し、その教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該市町村教育委員会も授与権者となることを可能とする予定である。	3115020	株式会社アットマーク・マーケティング	国際志向の生徒のための海外の学習指導要領を用いた広域通信制高校を株式会社により設置する	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	株式会社による学校設置の一層の柔軟化を図るため、特別免許状について、指導要領や校長の意見も採用し、市町村教育委員会が授与することとする。さらに、現場またはより現場に近いところにおいて「是非採用したい」と希望する者を採用することを可能とする。以下に掲げる要件は、1)給与について当該認定自治体から支払われる者、ii)認定自治体の教委において、免許状授与権者として授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、iii)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法第4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	国際志向の生徒のため海外の学習指導要領を用いた広域通信制高校を株式会社により設置する					
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、特別免許状の授与権限を市町村教育委員会へ委譲できないかというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること。また、本提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。	市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形勢になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないかと。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答されたい。	C	市町村において地域の特性に応じた教育を行う必要がある場合、当該市町村が給与等を負担し、その教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該市町村教育委員会も授与権者となることを可能とする予定である。	3117080	特定非営利活動法人IWC/IA/C国際市民の会	「公設民営」方式による「国際アカデミー」の開始	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法第8条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に對して授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状授与を行うこととするに当たって、「以下に掲げる要件」は、1)給与について当該認定自治体から支払われる者、ii)認定自治体の教委において、免許状授与権者として授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、iii)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法第4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	母語保持教育の為、参加するネイティブ・スピーカーは現地で教員免許を取得している者とする。これら教員に日本の免許を与えねばならない。						

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080400	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、特別免許状の授与権限を市町村教育委員会へ委譲できないかというものであり、これについて具体的に検討し回答された。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答された。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、各都道府県において申請に基づいて、特別免許状の授与は円滑に行われており、都道府県教育委員会が授与すること、また、提案者の関係自治体が授与権者であることによる弊害はないと承知している。					市町村内の公立学校については市町村教育委員会が責任を持つ形になっている。そのような点からも市町村が責任を持って、市町村の範囲内において有効な特別免許状の授与を行うこととはどうか。また、これまで弊害を承知していないということをもって問題なしとはいえないのではないか。更に、教員の一定水準の確保については、都道府県と同様の基準について協議すること等により対応可能ではないか、これらの点について検討し、回答された。	3118080	大阪府「公設民営方式による小・中・高一貫校としての「大阪バインクルール」の開始	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところ。ただし、特区の趣旨に本特例措置を規定する特区法上の案文の規定により、特区法4条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に対して授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見書が出た場合には、特別の事情がある場合を除き、当該意見書を受け入れなければならない。以下に掲げる要件とは、i) 給与について当該認定自治体から支払われる者、ii) 認定自治体の教員として、免許法第9条において授与権者(都道府県教委)が行うこととされている「教育員検定を受けた者、iii) 認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法4条1項で規定する合格決定の議の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	大阪府に開設するバイリンガル・スクールではネイティブ・スピーカーが教師の半数を占めることになる。これら教職員に日本の免許を与えねばならない。
080420	教員免許状を有しない者を特別免許状交付や特別非常勤講師制度等の現行制度を用いることと教員として採用	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、民間教育事業者で指導する立場に立つ個人あるいは団体に教員免許を有する正規教員と同等の権限・責任を持たせるといふものであり、これについて検討し回答された。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、学校教育法上の学校の教員として教育活動を行う上では、教員としての資質の確保と向上のために、教員免許制度による必要がある。				町田に多様化する学校特区	公立民営学校特区	教員免許状を有しない者を特別免許状交付や特別非常勤講師制度等の現行制度を用いることと教員として採用	日本以外での教育実績、同様に不登校児童生徒などを対象とした教育実績をもつて、教員資格の要件とすること。	海外での教育実績者の採用、オルタナティブスクールでの教育実績者の採用。		
080430	教職員資格の緩和	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、民間教育事業者で指導する立場に立つ個人あるいは団体に教員免許を有する正規教員と同等の権限・責任を持たせるといふものであり、これについて検討し回答された。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、学校教育法上の学校の教員として教育活動を行う上では、教員としての資質の確保と向上のために、教員免許制度による必要がある。				株式会社ノア	株式会社による公設民営型教育学校経営プロジェクト	民間教育事業者で指導する立場に立つ個人あるいは団体に教員免許を有する正規教員と同等の権限・責任を持たせるといふものであり、これについて検討し回答された。	教員免許保持者でなく、専門分野(外国語・ITなど)に関するノウハウや教授法を持ちあわせている人材が、特別あるいは正式な教員として採用が行えるようにします。採用枠として、全教員採用枠の内を設けます。認定は各市区町村教育委員会が行います。			
080440	加配教員を非常勤講師に採用する場合の校長裁量拡大	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第36条、第39条及び55条	県費負担教職員(非常勤講師も含む。)の任免その他の進退は、市町村教育委員会の内甲をまわって、都道府県教育委員会及び校長の裁量による。	D-1		義務標準法第7条で算定される教員定数は、同法第17条第2項の規定により非常勤講師に換算することができることとなり、市町村教育委員会の意見を踏まえて、定数を管理する都道府県の判断により非常勤講師を配置することは可能である。また、非常勤講師の任用に際しては、市町村教育委員会が協力して、非常勤講師の選考を行うこととしたいとするものであり、これを踏まえ、提案が実現できないか具体的に検討し、回答された。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答された。	提案は、「加配教員の範囲内で、校長と教育課程を管理する市町村教育委員会が協力して、非常勤講師の選考を行うこととしたいとするものであり、これを踏まえ、提案が実現できないか具体的に検討し、回答された。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答された。			D-1		前回回答したように、教員定数は、非常勤講師に換算することができることとなり、市町村教育委員会の意見を踏まえて、定数を管理する都道府県の判断により非常勤講師を配置することは可能である。また、非常勤講師の任用に際しては、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の円滑な連携の下で、市町村教育委員会や校長の意見を十分に反映させることも可能となっている。なお、現行制度でも、事務処理条例(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条)により、市町村が教職員の任命に関する事務を処理することは可能。				川口市	校長裁量による少数加配教員の採用特区	加配教員を非常勤講師に換算して採用する場合の校長裁量の拡大	特色ある教育活動を進め、確かな学力の向上を図るためには、校長の裁量権を拡大し、学校や地域の実態、各校の教育計画に応じた、選材を適時に活用することが必要である。そこで、第7次教員定数改善計画による少数加配教員の配置に当たり、校長が非常勤講師の教員に換算を希望する場合に限り、学校が非常勤講師の募集と選考を行い、市教育委員会の段階で採用を決定できるようにする。			
080450	日本語を有しない者の期限付き教諭(英語)任用の容認		地方公務員における外国人(日本語を話さない者)の任用については、従来から、「公務員に課する当然の法理」として「母語の行使がその職務の遂行に必要となる」として日本語を必要とするものと同様に扱われており、外国人に関する職務の委任が認められていないこととされている。また、公立学校の非常勤講師については、「公務員に課する当然の法理」として「母語の行使がその職務の遂行に必要となる」として日本語を必要とするものと同様に扱われていないこととされている。また、公立学校の非常勤講師については、「公務員に課する当然の法理」として「母語の行使がその職務の遂行に必要となる」として日本語を必要とするものと同様に扱われていないこととされている。また、公立学校の非常勤講師については、「公務員に課する当然の法理」として「母語の行使がその職務の遂行に必要となる」として日本語を必要とするものと同様に扱われていないこととされている。	C		「制度の現状」にあるとおりであるが、外国人でも、教諭のことが可能である。なお、常勤講師は、授業の実施など授業・生徒に対する教育指導面においては教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられ、学級担任や教科の担任となることが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			C		貴県意見にある「各学習段階における到達目標の設定、その評価標準及び具体的なシラバスの作成、適切な教材及び指導法の工夫、英語に触れる環境づくり等」は、児童生徒に対する指導において教諭とほぼ同等の役割を担うものである常勤講師が行うことが可能なものである。なお、「制度の現状」にあるとおり、公立学校の教諭については、校長の行役者の選考に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることができることと認められることから、「公務員に関する当然の法理」の適用があり、外国人を任用することはできないこととされている。				秋田県	日本語を有しない者の期限付き教諭(英語)任用特区	特区においては、教員免許等を有しない外国人としての英語指導の資格を持つ、英語を母国語とする外国人を教諭として採用し、英語科のある高校に配置し、実践的コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育を計画的に実施・評価する活動に従事させる。また、教育庁に配置する外国人については、県内に86名いる外国語指導助手のカウンセリングと研修を担当させる英語授業の改善を図るとともに、幼稚園及び小学校における英語活動のリキウム開発を行い県内に普及させる。				
080460	市費負担非常勤講師の職務拡大		講師は、教諭に準ずる職務であり、単独で授業を行うことが可能である。このことについて、県費負担であるか市費負担であるかによって、制度の違いはない。	E		「制度の現状」にあるとおり、市費負担の講師についても、単独で授業を行うことは可能。											1053010	裾野市	(市費負担非常勤講師の単独授業実施)市費負担非常勤講師の職務拡大推進事業	県費負担講師は単独で授業を行っても、市費負担講師はできないのでその規制を撤廃する。	当市で雇用している非常勤講師がTT方式ではなく単独でも授業を行えようとする。それにより、少人数指導が可能になり指導方法の工夫・改善が進む。また、教員を目指している講師の資質向上を図ることができ、優秀な人材を確保することができる。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080520	定数内の教員の財源を伴う市町村への任命権の委譲、県費負担教員の任命権の特例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条	市町村立小・中学校の教員の給与費は都道府県の負担となっており、また、教員の任命権も都道府県が有している。この県費負担教職員制度を前提として、義務教育費国庫負担金と地方交付税が算定されている。	C		市町村立学校の教員の給与費については、これを市町村に負担させると、財政上の理由から市町村における給与水準格差、ひいては教育水準の格差が生じることや、広域的な人事交流による教員の適正配置と資力向上の理由から市町村における給与水準格差、ひいては教育水準の格差を生じること等の懸念が示されているが、義務教育国庫負担金及び地方交付税を市へ移管するため、指摘は当たらないのではないか。また、地域と密接な関係の中で特色ある学校づくりが望まれており、市立小・中学校の教員の市への帰属意識を高めるため、この「人事処分の特例」を生かすためにも、文部科学省におかれましては、都道府県(島根県)に対しこの法律の具体的な運用がなされ、出雲市立小・中学校の教員の任免権が本市に移譲できるよう適切な指導をお願いいたします。										1134020	出雲市	先進教育研究特区	県費負担教職員の任命権の特例	現行法の特例措置として、義務教育国庫負担金並びに地方交付税の市への交付を可能にし、県費負担教職員の任免権を県から市に移行する。	市立小・中学校の教職員の委令・任免を行い、市立学校職員としての意識を高め、地域に密着した教育行政、学校運営を目指す。	
080530	義務教育国庫負担金の特例	義務教育費国庫負担法第2条、地方交付税法第12条	市町村立小・中学校の教員の給与費は都道府県の負担となっており、また、教員の任命権も都道府県が有している。この県費負担教職員制度を前提として、義務教育費国庫負担金と地方交付税が算定されている。	C		市町村立学校の教員の給与費については、これを市町村に負担させると、財政上の理由から市町村における給与水準格差、ひいては教育水準の格差が生じることや、広域的な人事交流による教員の適正配置と資力向上の理由から市町村における給与水準格差、ひいては教育水準の格差を生じること等の懸念が示されているが、義務教育国庫負担金及び地方交付税を市へ移管するため、指摘は当たらないのではないか。また、地域と密接な関係の中で特色ある学校づくりが望まれており、市立小・中学校の教員の市への帰属意識を高めるため、この「人事処分の特例」を生かすためにも、文部科学省におかれましては、都道府県(島根県)に対しこの法律の具体的な運用がなされ、出雲市立小・中学校の教員の任免権が本市に移譲できるよう適切な指導をお願いいたします。										1134030	出雲市	先進教育研究特区	義務教育国庫負担金、地方交付税の特例	現行法の特例措置として、義務教育国庫負担金並びに地方交付税の市への交付を可能にし、県費負担教職員の任免権を県から市に移行する。	市立小・中学校の教職員の委令・任免を行い、市立学校職員としての意識を高め、地域に密着した教育行政、学校運営を目指す。	
080540	教職員初任者研修の実施の民間企業参加	地方公務員法第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条、第四十五条、第五十九条、教育公務員特例法第十九条、第二十条の二	初任者研修制度は、初任者に対して、採用の日から1年間にわたり、実地的指導方針と使命感を養うことと幅広い知見を得させるため、任命権者に対して、組織的、計画的な研修を行うよう義務付けている。	D-1		初任者研修は、初任者に対する職務研修として実施するものであり、年間指導計画の作成、指導教員の任命等、任命権者が一時的な責任を持って、実施することが必要であるが、研修プログラムの内容に応じて、民間への委託等の方法により実施することが効果的・効率的と考えられるものについては、任命権者の判断により共同で実施することも可能である。また、初任者研修の実施期間については、条件付採用期間と一体をなすものとして、1年と設定されている。なお、任命権者は、初任者研修後も、教職経験等に応じて、独自に必要な研修を実施しているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	教職員の質の低下は、初任者研修を任命権者が一時的に行ってきたる現状が一要因であります。民間企業の競争原理による研修内容の向上により、各学校は自らのニーズに反し幅広い選択肢の中から研修を実施していくことができるとなり、個性豊かな教職員の育成につながります。よって民間が行う研修が任命権者による民間委託などのみという形では不十分であり、各学校が独自に初任者研修を選択できる仕組みが必要であると考えます。以上より、民間企業が任命権者からの委託などで行なうのではなく、独自の研修プログラムを実施できる規制緩和が必要と考えます。また初任者研修の実施期間が一年間とされている根拠は条件付採用期間と一体をなすためとされていますが、この根拠は一年間と設定されている根拠としては乏しく、初任者研修期間に柔軟性を付与することで見られるメリットを考えると、一年間と設定することに向合理的根拠を見出せません。研修期間の長さは教職員の質の向上の目的のために決定されるべきで、形式的に決定されるものであってはなりません。生徒と触れ合う機会として重要な一年目に研修を集中させずに柔軟性を付与することで一時的な研修ではない各学校ごとに特色のある初任者研修が実施することができると考えます。以上より初任者研修期間の規制緩和が必要であると考えます。						3058010	株式会社東芝リーガル・マインド	教職員の初任者研修への民間企業参加	教職員初任者研修実施の民間企業参加	以下の法改正が必要であると考えます。 ①教育公務員特例法二十条の二に「この研修は教育委員会が行うものに限られない」とする項を追加します。 ②教育公務員特例法二十条の二第二項を「1年間から3年間の期間」と改正します。	各都道府県教育委員会が行ってきた初任者研修に民間企業の提案する研修プログラムを導入させ、各学校ごとに必要とする研修プログラムを選択し、各自治体が必要とする人材の確保がきもって日本の教育環境向上につながります。			
080540	教職員初任者研修の実施の民間企業参加	地方公務員法第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条、第四十五条、第五十九条、教育公務員特例法第十九条、第二十条の二	初任者研修制度は、初任者に対して、採用の日から1年間にわたり、実地的指導方針と使命感を養うことと幅広い知見を得させるため、任命権者に対して、組織的、計画的な研修を行うよう義務付けている。	D-1		初任者研修は、初任者に対する職務研修として実施するものであり、年間指導計画の作成、指導教員の任命等、任命権者が一時的な責任を持って、実施することが必要であるが、研修プログラムの内容に応じて、民間への委託等の方法により実施することが効果的・効率的と考えられるものについては、任命権者の判断により共同で実施することも可能である。また、初任者研修の実施期間については、条件付採用期間と一体をなすものとして、1年と設定されている。なお、任命権者は、初任者研修後も、教職経験等に応じて、独自に必要な研修を実施しているところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	教職員の質の低下は、初任者研修を任命権者が一時的に行ってきたる現状が一要因であります。民間企業の競争原理による研修内容の向上により、各学校は自らのニーズに反し幅広い選択肢の中から研修を実施していくことができるとなり、個性豊かな教職員の育成につながります。よって民間が行う研修が任命権者による民間委託などのみという形では不十分であり、各学校が独自に初任者研修を選択できる仕組みが必要であると考えます。以上より、民間企業が任命権者からの委託などで行なうのではなく、独自の研修プログラムを実施できる規制緩和が必要と考えます。また初任者研修の実施期間が一年間とされている根拠は条件付採用期間と一体をなすものとして1年と設定されている。また、この研修期間は初任の間の最低限の期間を義務づけたものであって1年以上行っていないものと規制をかけるものではなく、その後任命権者は独自に必要な研修を実施しているところである。							5150058	株式会社東芝リーガル・マインド	教職員の初任者研修実施の民間企業参加	教育公務員特例法二十条の二を改正し、現行法では各自治体の教育委員会が実施している初任者研修を民間企業にも実施できるようにします。また現行法では1年間で1年間から3年間の期間を付与し、各学校が弾力的に研修を行えるようにします。	様々な研修プログラムを準備し、各自治体あるいは各学校に売り込んできたい。教育委員会と協力・競争をしいて、質の高い研修プログラムを提供できたい。また、現行法では1年間で1年間から3年間の期間を付与し、各学校が弾力的に研修を行えるようにします。			
080550	教員の募集・待遇の自由化	(国立学校の教員)一般職の職員の給与に関する法律(公立学校の教員)地方公務員法第24条、教育公務員特例法第25条の5	地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は存在しない。なお、地方公務員法において民間企業における給与・処遇に関する規定はない。	C		小中高等学校における民間事業者が提供する教育サービスの活用(外部資源の活用)については、現在中央教育審議会にて検討中。なお、すべて公務員は、全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではなく(憲法19条)。また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。このため、地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は、憲法に抵触するおそれが高い。地方公務員法第25条(給与に関する条例及び給料額の決定)については、地方公共団体の職員について規定したものであり、何ら私企業における給与決定等について拘束・規定するものではない。	教育を行なうという行為については公共の性格を有するものであり、特に公設民営については、単なる民間企業への公務員の派遣とは異なるのではないか。提案を実現できないか検討し回答された。								3081030	株式会社ソノブ	小中高生のキャリアデザイン支援プロジェクト	教員の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正課授業においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は待遇面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま、民間企業に派遣できるようにします。常勤を原則としつつも、非常勤も認めます。給与・待遇は、民間学校が独自に定め、教員の地方公務員法等に則せられず、個々の教員の能力を最大限に発揮させる待遇が設定できるとより、教育の質の向上が期待できます。		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容
080550	教員の募集・待遇の自由化	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青次の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	貴省回答で、「中央教育審議会において検討中」とあるが、公立の小中高等学校の教員を、その身分を有したまま運営委託を受けた民間学校に派遣することが出来るようになることについても提案が実現される方向で検討が進められるのと同様に、仮にそうでないとするならば、その理由を具体的に示されたい。			C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青次の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中であり、この点ご理解願いたい。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的に取り入れ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われたい。また、検討スケジュールについては未定なのため、来定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示されたい。	C		3082050	株式会社による公設民営型義務教育学校経営プロジェクト	株式会社の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正規教員においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は特選面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま、公設で運営委託を受けた民間学校に派遣できるようにします。労働を原則とし、非常勤も認めます。給与・待遇は、公設民営校が独自に定め、教員の能力に応じて処遇できるようにします。地方公務員法等に則せられず、個々の教員の指導力を最大限に発揮させる特選が設定できることにより、教育の質の向上が期待できます。		
080551	教員の募集・待遇の自由化	(国立学校の教員) 一般職の職員の給与に関する法律(公立学校の教員) 地方公務員法第24条、教育公務員特例法第25条の5	措置の概要にあるとおり。	D-3		教育への外部資源の活用については、中央教育審議会でも検討中である。なお、平成16年4月から国立大学が法人化されることにより国立大学法人の職員となることから、各法人の判断によって派遣も可能となる。											3081030	株式会社/ソブア	小中高生のキャリアデザイン支援プロジェクト	教員の募集・待遇の自由化	小学校・中学校・高等学校の正規教員においても、特定のスキルに秀で、指導力のある教員は特選面で優遇します。	国立大学付属や公立の小・中・高等学校の教員を、その身分を有したまま、民間学校に派遣できるようにします。労働を原則としますが、非常勤も認めます。給与・待遇は、民間学校が独自に定め、教員の能力に応じて処遇できるようにします。地方公務員法等に則せられず、個々の教員の指導力を最大限に発揮させる特選が設定できることにより、教育の質の向上が期待できます。
080560	公設民営学校(地方独立行政法人)の小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条第2項	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会でも検討中。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきていものではなく、全寮制/小中一貫校を想定した小学校設置基準・中学校設置基準の緩和を求めるものであり、これについて具体的な検討し回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本区の提案は、現行の小学校設置基準及び中学校設置基準が想定していない全寮制、小中一貫校について、同基準の緩和を求めるもので、提案の学校を創設していくためには、資料に示した内容に沿った基準の弾力化が必要ですので、この点について貴省の見解及び今後の対応策につき具体的に提示願います。		C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「青次の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。なお、前回回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。なお、小学校設置基準及び中学校設置基準については、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づき地域の実情に応じた基準の弾力化を図る方向で検討しているところであり、規定内容については検討中である。	現在ある「南伊豆健康学園」の敷地、施設を特選として活用し、自立を促した全人教育を行う。										
080570	小規模小中学校設置に関する設置基準の活用	小中学校設置基準	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づき地域の実情に応じた基準の弾力化を図る方向で検討している。	D-1		小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づき地域の実情に応じた基準の弾力化を図る方向で検討している。				D-1							3046010	学校法人 国際学園	設置基準の活用による特別支援を必要とする児童生徒のための小一貫校の設置	小規模小中学校設置基準の活用	地域の集積が高い等の特別な理由があり、児童生徒の教育に支障が生じない場合に限り、小中学校の設置基準を適用する。この際、校舎については後部中等教育と同等の水準を維持する施設設備の基準として、文部省(現文部科学省)が、運営上可能な範囲内で、個別的な尺度を定めている「技能教育施設の施設・設備の基準」を適用する。また、校舎については教育上支障がない範囲で、分割された土地面積の合算による設置基準の充足を認める。	障害の程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から個々の児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」への転換を図り、学習困難・学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症に苦しむ児童生徒に特別支援教育を小中一貫校で教育する。この際、特区において私立学校法の学校法人の校舎・校舎の自己所有物件及び学校教育法の小中学校設置基準に特例を設け、特別支援教育の課題に有効な対策を講じたいと考えている。またこのことで、初等教育から中等教育への橋渡しが可能になり、特別支援教育の必要となる児童の社会的自立が促進され、社会経済の発展につながるものと考えられる。
080580	株式会社立通信制高等学校設立にともなう校舎面積規制の緩和	高等学校通信教育規程第7条	高等学校通信教育規程第7条において、通信制課程のみを置く高等学校の校舎の面積を、250平方メートル以上としている。	C		高等学校通信教育規程の規定内容については、高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。なお、高等学校ではないいわゆるサポート校における学習活動と高等学校の教育活動は明確に区分されるべきものと考えられる。	貴省回答では、「高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。」とのことであるが、どのような場において何をどんなスケジュールで検討しようとしているのか、具体的に明示するとともに、特区において実現できないか具体的に検討し回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	高等学校通信教育既定の規定内容については、高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。と言った点でありますが、見直しの時期をお知らせください。また、どういった点が見直される予定なのかあわせてお知らせください。		B	現在文部科学省内に高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程の見直しに関する検討会を設置し、平成15年度内を目途に、通信教育規程に係る規制、設備等について弾力的な運用を図ることができるよう規定を改正する方向で検討しているところである。	提案主体からの提案である「規制の特例事項の内容」に記載された規制の緩和が、平成16年度中に措置されると理解してよろしいか。	B	Ⅲ		3028010	株式会社によるサポート校連携型「通信制制高等学校」の設置を計画しているが、業態上きめ細かな指導を要するため最低生徒数300名より少人数での教育を行う必要がある。生徒収容人数の引き下げを提案しています。あわせて、教員および事務員の必要数の見直し、引き下げをお願いしたい。特に当該で考えている通信制高校はサポート校との連携型のものなので、サポート校の職員との連携をうまく図ることにより事務作業の効率化が可能である。	株式会社立通信制制高等学校設立にともなう校舎面積の引き下げをお願いしたい。最低面積を500㎡に引き下げたい。				
080590	株式会社立通信制高等学校設立にともなう必要教員、事務職員数の規制緩和	高等学校通信教育規程第5条	高等学校通信教育規程第5条において、通信制課程を置く高等学校の教員、事務職員数の増加に合わせ基準を上げている。	C		高等学校通信教育規程の規定内容については、高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。なお、高等学校ではないいわゆるサポート校における学習活動と高等学校の教育活動は明確に区分されるべきものと考えられる。	貴省回答では、「高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。」とのことであるが、どのような場において何をどんなスケジュールで検討しようとしているのか、具体的に明示するとともに、特区において実現できないか具体的に検討し回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	高等学校通信教育既定の規定内容については、高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。と言った点でありますが、見直しの時期をお知らせください。また、どういった点が見直される予定なのかあわせてお知らせください。		B	Ⅲ	現在文部科学省内に高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程の見直しに関する検討会を設置し、平成15年度内を目途に、通信教育規程に係る規制、設備等について弾力的な運用を図ることができるよう規定を改正する方向で検討しているところである。	提案主体からの提案である「規制の特例事項の内容」に記載された規制の緩和が、平成16年度中に措置されると理解してよろしいか。	B	Ⅲ		3028020	株式会社サポート校連携型「通信制制高等学校」の設置	株式会社立通信制制高等学校設立にともなう必要教員、事務職員数の規制緩和	通信制高校の最低生徒数300名の場合教員5名、事務員12名と定められているが、生徒数の低減に引き下げを希望している。特に当該で考えている通信制高校はサポート校との連携型のものなので、サポート校の職員との連携をうまく図ることにより事務作業の効率化が可能である。	通信制高校の最低生徒数300名の場合教員5名、事務員1名に引き下げたい。	
080600	株式会社立通信制高等学校設立にともなう生徒収容定員の規制緩和	高等学校通信教育規程第4条	高等学校通信教育規程第4条において、通信制課程を置く高等学校の生徒収容定員を300人以上としている。	C		高等学校通信教育規程の規定内容については、高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。なお、高等学校ではないいわゆるサポート校における学習活動と高等学校の教育活動は明確に区分されるべきものと考えられる。	貴省回答では、「高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。」とのことであるが、どのような場において何をどんなスケジュールで検討しようとしているのか、具体的に明示するとともに、特区において実現できないか具体的に検討し回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	高等学校通信教育既定の規定内容については、高等学校設置基準の見直しに併せて見直すこととしており、現在検討中である。と言った点でありますが、見直しの時期をお知らせください。また、どういった点が見直される予定なのかあわせてお知らせください。		B	Ⅲ	現在文部科学省内に高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程の見直しに関する検討会を設置し、平成15年度内を目途に、通信教育規程に係る規制、設備等について弾力的な運用を図ることができるよう規定を改正する方向で検討しているところである。	提案主体からの提案である「規制の特例事項の内容」に記載された規制の緩和が、平成16年度中に措置されると理解してよろしいか。	B	Ⅲ		3028030	株式会社サポート校連携型「通信制制高等学校」の設置	生徒収容定員の規制緩和	現在「生徒収容定員が300人未満と定められているが、「150人未満と定める」として	いわゆる「学校」とは違った形態で、学校と同等の教育を提供するサポート校との連携型通信制制高等学校の設置を計画しています。現行の通信教育規定では生徒数最低300名と定められているが、新しい形の教育を誕生させるには厳しいハードルであるし、きめ細かな指導をするためには300人以上の人数での教育を行う必要があると考えられます。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	
080610	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えたい一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。												1080010	港区	豊かな心居住子育て活動を支えるすこやか特区	幼稚園と保育所制度の一元化	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区を浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。 平成16年度基本・実施設計 平成17年度工事 平成18年度工事 平成19年4月オープン予定 約2000㎡ 想定定員 幼稚園部 3歳 20名 4歳 50名 5歳 50名 計120名 保育部 0歳 12名 1歳 15名 2歳 18名 3歳 20名 計65名 合計 185名	
080610	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えたい一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえで、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。		D-1	「総合施設」については、基本的な考え方を平成16年度中にとりまとめ、平成17年から一部地域での先行実施(モデル事業)を経て、平成18年度から本格実施するよう、検討を進めているところである。「総合施設」の在り方は、保護者の就労形態等にかかわらず、全ての幼児が充実した教育を受けることができる施設となるよう検討してきたい。							1097010	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度(幼保一元化施設)の新設	未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成才針による養護・教育を受けられるよう第三の制度(幼保一元化施設)を新設する。	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分している現行制度は20世紀の遺物である。21世紀型の乳幼児育成施設(幼保一元化施設)を構築する。	
080610	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えたい一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえで、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。		D-1	「総合施設」については、基本的な考え方を平成16年度中にとりまとめ、平成17年から一部地域での先行実施(モデル事業)を経て、平成18年度から本格実施するよう、検討を進めているところである。「総合施設」の在り方は、保護者の就労形態等にかかわらず、全ての幼児が充実した教育を受けることができる施設となるよう検討してきたい。							5146001	東京都千代田区	幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度(幼保一元化施設)の新設	未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成才針による養護・教育を受けられるよう第三の制度(幼保一元化施設)を新設する。	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分している現行制度は20世紀の遺物である。21世紀型の乳幼児育成施設(幼保一元化施設)を構築する。		
080610	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えたい一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえで、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。		D-1	「総合施設」については、基本的な考え方を平成16年度中にとりまとめ、平成17年から一部地域での先行実施(モデル事業)を経て、平成18年度から本格実施するよう、検討を進めているところである。「総合施設」の在り方は、保護者の就労形態等にかかわらず、全ての幼児が充実した教育を受けることができる施設となるよう検討してきたい。							5150036	株式会社東京リーガルマインド	文部科学大臣による学校設置基準の一部適用除外	新たに幼稚園を設置する場合、保育所設置要件(児童福祉法、児童福祉施設最低基準等)と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに対応することができ、少子社会政策に貢献することができます。		
080620	教育と保育の二つの機能を兼ね備える総合施設の容認	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前の教育・保育を一体として捉えたい一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。												3004400	多摩市を考える市民の会開発事務局、A学校法人	総合子育て学園と学校構造改革	教育と保育の二つの機能を兼ね備える総合子育て学園	総合子育て学園は、学校でもあり、児童福祉施設でもあるとして設立し、保育と教育の機能は切り離さないことから高機能を持つ施設として、規制を解いて欲しい。	総合子育て学園で、障害児幼児教育、幼児教育、小学校低学年教育が出来る。総合子育て学園で、幼児児保育、障害児保育、学童保育、児童厚生指導が出来る	
080630	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園の施設設備基準は幼稚園設置基準において規定されている。	D-1		幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	提案は、「幼稚園と保育園の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。			D-1	幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。								1011030	山北町	遠隣地域の保育園における「幼稚園」の機能を担い入れた幼保一元化特区	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	基本的には保育所の施設設備基準とし、幼稚園機能の専用スペースについては、幼稚園設置基準を用いた制度の一元化	0歳児から2歳児までは保育を、3歳児から5歳児までは教育的活動を中心とした教育・保育など、児童の成長と保護者のニーズに合った子育て支援ができる施設設備の環境づくり
080630	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園の施設設備基準は幼稚園設置基準において規定されている。	D-1		幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	提案は、「幼稚園と保育園の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、施設基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見を勘案しながら、各自自治体が定めるべきであり、国が全国画一的に定めるべきものではないと考える。		D-1	幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。								1097050	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園」と「保育所」の施設設備基準の統一と柔軟化	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園」と「保育所」の施設設備基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等にに応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に対応できるよう、全国画一的施設基準を柔軟化する。	子どもの育成環境を、保護者の就労形態等で区分せず、同一の施設基準で育成するとともに、その基準を柔軟化する。
080630	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園の施設設備基準は幼稚園設置基準において規定されている。	D-1		幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	提案は、「幼稚園と保育園の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、施設基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見を勘案しながら、各自自治体が定めるべきであり、国が全国画一的に定めるべきものではないと考える。		D-1	幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。								5146005	東京都千代田区	「幼稚園」と「保育所」の施設設備基準の統一と柔軟化	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園」と「保育所」の施設設備基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等にに応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に対応できるよう、全国画一的施設基準を柔軟化する。	子どもの育成環境を、保護者の就労形態等で区分せず、同一の施設基準で育成するとともに、その基準を柔軟化する。	
080630	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。(たとえば、職員室を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない)	D-1 D-2		幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。(たとえば、職員室を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない)	提案は、「幼稚園と保育園の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。			D-1 D-2	前回答の通り、幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。(たとえば、職員室を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない)								5150040	株式会社東京リーガルマインド	幼稚園設置基準第八条の一部適用除外	新たに幼稚園を設置する場合、児童福祉施設最低基準第三十二条と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに対応することができ、少子社会政策に貢献することができます。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容		
080630	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。	D-1	幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。ただし、運動場を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない。	幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。ただし、運動場を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない。	提案は、「幼稚園と保育所の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。			D-1		前回答の通り、幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。(たとえば、運動場を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない)					5150041	株式会社 東京リーガルマインド	幼稚園設置基準第9条の一部適用除外	新たに幼稚園を設置する場合、児童福祉施設最低基準第三十一条と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、子育て社会政策に貢献することができます。	
080640	保育所と幼稚園の職員配置基準の統一	幼稚園設置基準第3条、第5条第1項	幼稚園では35人以下の幼児で構成される1学級につき一人以上の専任の教諭を配置しなければならない。(保育所は0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名を置くこととなっている。)	D-1	0歳から2歳児までの保育所と、3～5歳児の幼稚園を合築することにより、提案のような施設は実現可能である。	幼稚園と保育所の職員配置基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	提案は、「幼稚園と保育所の職員配置基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。			D-1		0歳から2歳児までの保育所と、3～5歳児の幼稚園を合築することにより、提案のような施設は実現可能である。また、幼稚園の職員配置基準は、幼児35人以下の1学級につき教員一人以上をおくこととされているが、これを保育所並みに、幼児30人以下の1学級につき教員一人以上をおくこととすることも、現行制度で可能である。					1011040	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園」の機能を導入した幼児保育施設(特例)の設置	0歳児から2歳児までの保育部門・保育所の職員配置基準と、教育・保育部門として3歳児から5歳児までは、幼稚園の基準を用いた制度の一元化	0歳児から2歳児までは保育を、3歳児から5歳児までは教育的活動を中心とした教育・保育など、児童の成長と保護者のニーズに合った子育て支援ができる職員配置による効率的・効果的な職員体制づくり	
080640	保育所と幼稚園の職員配置基準の統一	幼稚園設置基準第3条、第5条第1項	幼稚園では35人以下の幼児で構成される1学級につき一人以上の専任の教諭を配置しなければならない。(保育所は0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名を置くこととなっている。)	D-1	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以下の1学級につき教諭1名以上を置く)は最低基準であり、地域の事情に応じて、自治体等がそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以下の1学級につき教諭1名以上を置く)は最低基準であり、地域の事情に応じて、自治体等がそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。	提案は、「幼稚園と保育所の職員配置基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、抜本的な幼児一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。突格的には、職員の配置基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自治体が定めるべきであり、国が全国的に定めるべきものではないと考える。		D-1		幼稚園の職員配置基準は、幼児35人以下の1学級につき教員一人以上をおくこととされているが、これを保育所並みに、幼児30人以下の1学級につき教員一人以上をおくこととすることも、現行制度で可能であり、提案の趣旨は実現可能である。	提案主体からの意見に対して、回答された。	D-1			1097040	千代田区	子育て特区(幼児一元施設設置)	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園教諭」と「保育士」の配置基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに適切に対応できるよう、全国一律の配置基準を柔軟化する。	就学前児童の育成環境(教職員環境)を統一柔軟化する。	
080640	保育所と幼稚園の職員配置基準の統一	幼稚園設置基準第3条、第5条第1項	幼稚園では35人以下の幼児で構成される1学級につき一人以上の専任の教諭を配置しなければならない。(保育所は0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名を置くこととなっている。)	D-1	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以上を置く)は最低基準であり、地域の事情に応じて、自治体等がそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以上を置く)は最低基準であり、地域の事情に応じて、自治体等がそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。	提案は、「幼稚園と保育所の職員配置基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、抜本的な幼児一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。突格的には、職員の配置基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自治体が定めるべきであり、国が全国的に定めるべきものではないと考える。		D-1		幼稚園の職員配置基準は、幼児35人以下の1学級につき教員一人以上をおくこととされているが、これを保育所並みに、幼児30人以下の1学級につき教員一人以上をおくこととすることも、現行制度で可能であり、提案の趣旨は実現可能である。	提案主体からの意見に対して、回答された。	D-1			5146004	東京都千代田区	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一と柔軟化	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園教諭」と「保育士」の配置基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに適切に対応できるよう、全国一律の配置基準を柔軟化する。	就学前児童の育成環境(教職員環境)を統一柔軟化する。	
080650	保育所保育指針と幼稚園教育要領との統合	学校教育法施行規則第76条	幼稚園の保育内容の基準は幼稚園教育要領に定められている。	D-1	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成指針を策定することは、現行制度上でも可能である。	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成指針を策定することは、現行制度上でも可能である。	提案は、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。			D-1		前回答の通り、幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成指針を策定することは、現行制度上でも可能である。					1011020	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園」の機能を導入した幼児保育施設(特例)の設置	保育園における教育的活動を明確に位置付け、児童の成長に合った教育・保育が継続して行うことができる幼児一元化対応の育成指針の策定	0歳児から2歳児までは保育を、3歳児から5歳児までは教育的活動を中心とした教育・保育など、児童の成長と保護者のニーズに合った子育て支援	
080650	保育所保育指針と幼稚園教育要領との統合	学校教育法施行規則第76条	幼稚園の保育内容の基準は幼稚園教育要領に定められている。	D-1	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成方針を策定することは、現行制度上でも可能である。	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成方針を策定することは、現行制度上でも可能である。	提案は、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の状況形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことを問題にしている。また、抜本的な幼児一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。本区が平成14年4月に創設した幼児一元施設(いずみこども園)では、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合した独自の「乳幼児育成方針」に基づき、児童の健全育成にあつたが、国として、幼稚園や保育所に区分されない、0歳から就学前までを見通す一貫した育成方針を策定すべきである。		D-1		前回答の通り、幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成指針を策定することは、現行制度上でも可能である。						1097020	千代田区	子育て特区(幼児一元施設設置)	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。	就学前児童が一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう総合的な乳幼児育成方針を策定する。
080650	保育所保育指針と幼稚園教育要領との統合	学校教育法施行規則第76条	幼稚園の保育内容の基準は幼稚園教育要領に定められている。	D-1	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成方針を策定することは、現行制度上でも可能である。	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成方針を策定することは、現行制度上でも可能である。	提案は、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の状況形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことを問題にしている。また、抜本的な幼児一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。本区が平成14年4月に創設した幼児一元施設(いずみこども園)では、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合した独自の「乳幼児育成方針」に基づき、児童の健全育成にあつたが、国として、幼稚園や保育所に区分されない、0歳から就学前までを見通す一貫した育成方針を策定すべきである。		D-1		前回答の通り、幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成指針を策定することは、現行制度上でも可能である。						5146002	東京都千代田区	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。	就学前児童が一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう総合的な乳幼児育成方針を策定する。
080660	保育士と幼稚園教諭の資格の一元化	教育職員免許法第4条、第5条、児童福祉法第18条の6	幼稚園教諭は幼稚園教諭免許を、保育士は保育士資格をそれぞれ有することが必要である。	C	「規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	「規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	提案は、「保育士と幼稚園教諭の資格の一元化を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。			C		「規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。					1011050	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園」の機能を導入した幼児保育施設(特例)の設置	保育園の中で一つの資格(免許)により、教育・教育ができる制度の一元化	0歳児から2歳児までは保育を、3歳児から5歳児までは教育的活動を中心とした教育・保育など、児童の成長と保護者のニーズに合った子育て支援	
080660	保育士と幼稚園教諭の資格の一元化	教育職員免許法第4条、第5条、児童福祉法第18条の6	幼稚園教諭は幼稚園教諭免許を、保育士は保育士資格をそれぞれ有することが必要である。	C	「規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	「規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	提案は、「保育士と幼稚園教諭の資格の一元化を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。「幼稚園教諭」といっても低年齢児に関する専門知識を持つべきである。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、抜本的な幼児一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。既取得者については、もう一つの資格を取得しやすくなる経過措置を設ける一方、今後の資格取得については、カリキュラム等を統一し一本化するべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」においても、統一資格が求められることになると思われる。		C		幼稚園教諭と保育士には、共通する資質もあるものの、それぞれ教育と福祉の専門性が重要であることから、両資格の単純な一元化ではなく、両資格の併有の促進を進めることが適当であると考えられる。						1097030	千代田区	子育て特区(幼児一元施設設置)	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格者が一貫した方針のもとで育成できるように「幼稚園教諭」と「保育士」の資格を一元化する。	就学前の児童が「幼稚園教諭」と「保育士」から別々に教育や養護を受けるのではなく、同一資格者が一貫した方針のもとで児童を育成できるようにする。

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容			
080660	保育士と幼稚園教諭の資格の一元化	教育職員免許法第4条、児童福祉法第18条の6	幼稚園教諭は幼稚園教諭免許を、保育士は保育士資格をそれぞれ有している。	C		「規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	提案は、「保育士と幼稚園教諭の資格の一元化を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答された。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本案の趣旨にそぐわない。幼稚園教諭といえども低年齢児に関する専門知識を持つべきである。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているならば、その論拠を国民の明に明白に示すべきである。既取得者については、もう一つの資格を取得しやすくなる経過措置を設ける一方、今後の資格取得については、カリキュラム等を統一し一本化するべきである。また、関連決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとした「総合施設」においても、統一資格が求められることになると思われる。									東京都千代田区	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化	未だ抱える児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格者が一貫した方針のもとで育成できるような「幼稚園教諭」と「保育士」の資格を一元化する。	就学前の児童が「幼稚園教諭」と「保育士」から別々に教育や養護を受けるのではなく、同一資格者が一貫した方針のもとで児童を育成できるようにする。		
080670	共有化する保育室の採分管理の特例	「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)別表1の823	共有化施設において、幼稚園児、保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共有することを認める。 (第5)当該保育室は合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で採分して管理すること	D-1		共有化する保育室の面積は、共有保育室全体において合同活動を行う幼稚園児の合計と、保育所児数の合計により採分して管理することとしている。このため、(3～5歳児において合同活動を実施している場合)幼稚園の3～5歳児までの定員の合計が変わらない限り、その定員の範囲内で各学級の幼児数が増減しても、採分の比率を変える必要はない。											2002010	埼玉県	幼児教育特区 保育室の共有について	保育室を共有化する共有化施設においては、保育室の定員及び面積の採分について、当該施設全体の共有保育室分(3歳児から5歳児)で設定することができることとする。	保育室を共有する場合、幼稚園と保育所それぞれの定員で面積を採分するという規制緩和が認められる方向である。	
080680	保育所と共有化した幼稚園の面積基準の特例	幼稚園と保育所の共有化施設に関する指針	幼稚園と保育所の共有化施設については、原則として、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準より幼児数を基に算定するものとする。	P		提案者の具体的な要望を確認中	提案者の要望を確認の上、早急に回答された。			A	検討中							2002020	埼玉県	幼児教育特区 共有化施設の認定基準の緩和について	既存施設を共有化施設へ転用する場合に、次の各要件を満たしていることとする。 ①保育室を共有する。 ②保育室が共有化施設として活用されていることとする。 ③保育室が共有化施設として活用されていることとする。	既存保育所を共有化施設へ転用する場合、3歳から5歳児の保育室を1つずつとすると、幼稚園面積を420㎡確保しなければならない。共有面積が少なくなることから、施設の運用及び幼保の一体化に支障が生じる。
080690	幼稚園と保育所の共有化の指針の緩和	「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)別表1の807、823	幼稚園と保育所の共有化施設については、原則として、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準より幼児数を基に算定するものとする。	D-1		幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の特例)は、地方公共団体の主体性を尊重し、多様なケースを認めていることであり、各地域の実情に応じた取組を妨げるものにはなっていないと考える。(当該特例については、平成15年12月16日現在10件認定されており、承認となったものは1件もない。)											3120010	学校法人 京都城南学園	幼稚園施設部分と乳幼児保育施設として併用する	左記特例措置においては、「幼稚園と保育所の共有化の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の特例)の認定を受けることである。ここにいう「特例」には、「地方公共団体等が、その設定する特区における経済的社会的条件の悪化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により……幼児の心身の発達を助長するために特に必要がある」と認められる場合という限定が含まれている。この限定を緩和し撤廃することにより、右記の具体的な事業の実施の可能性が大きく高まる。	より弾力的な幼保一元化の一環として、私立幼稚園施設の一部を乳幼児保育施設(保育所)として併用することにより、手近で便利な施設に、子育て支援を期待することができる。	
080700	幼稚園を保育所として活用する場面の財政的負担の軽減	私立幼稚園施設整備費補助交付要綱第15条	国庫補助事業完了後一定期間を経過した幼稚園園舎に、定員減により余裕が生じることがあり、この場合、園舎を学校施設補助交付要綱第15条の用として活用するために、期前を認定し無償で学校法人へ貸与する際に、補助金相当額を国庫に納付を要せず承認していること。	D-1		国庫補助事業完了後一定期間を経過した幼稚園園舎に、定員減により余裕が生じることがあり、この場合、園舎を学校施設補助交付要綱第15条の用として活用するために、期前を認定し無償で学校法人へ貸与する際に、補助金相当額を国庫に納付を要せず承認していること。	厚生労働省と同様に文部科学省においても、「公立学校施設(幼稚園園舎等)の財産処分取扱いについて」を通知しているが、これにより国庫補助完了後10年を超える期間を経過していない幼稚園園舎の一部等を保育所に転用する際に、補助金相当額を国庫に納付を要しないことと解している。			D-1								1142020	山形市	幼稚園と保育所の施設を共有して活用する場面の財政的負担の緩和	幼稚園施設として整備した施設を財産処分期限前までに用途変更する場合は、当該幼稚園施設整備費補助金の返還を、保育所施設に転用するための用途変更の場合には、これを免除すること。	幼稚園設置者が幼稚園児の空定員を活用し、保育所を併設して併設した同一敷地内に設置することにより、効果的に幼保一元化事業を行おうとするもの、これにより一ヶ所あたり60人程度の保育所の開設が図られ、市内の各所に点在する地域の幼稚園児の解消が可能となる。その結果、仕事と子育ての両立支援が図られ、少子化の抑制、女性の社会進出、母子・父子家庭の自立生活促進が期待される。また、保育士・栄養士及び調理員等、大規模な施設での雇用、建設工事発注による経済効果も期待され、さらに空定員が見られる幼稚園経営の安定化も図られる。
080710	保育園児と幼稚園児の資格融合	文部科学省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年三月三十一日文部科学省令第十八号)	幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢の幼児の教育・保育活動への参加が可能となっている。	D-1		幼稚園と保育所の共有化施設を設置することは現行制度でも可能である。また、特区において、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動を行うための特例措置を講ずる。												3059010	株式会社東京リーガルマインド 保育クラスター特区	保育園児と幼稚園児の資格融合	現行法で認められていない保育士と幼稚園児の資格の併有を認めることとする。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立し、長期間保育、就学前教育など保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。
080720	保育所と幼稚園の管理者の一元化	幼稚園設置基準第5項第4条	幼稚園の園長は保育所長を兼ねることができる。	D-1		幼稚園の園長は保育所長を兼ねることができる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	弊社の提案の趣旨は幼稚園の園長と保育所長を兼ねるのではなく、一つの新たな管理者資格を創設することで、添付資料で述べたように同一人物の資格併有では、対外的な交渉に混乱をきたす、手続が煩雑になるなど無意味なコストがかさみます。そのような事態を打破するために本案を提出しましたが、この点について貴省からの回答では、全く触れられておりません。ご検討の上、回答をお願いいたします。		D-1								3059020	株式会社東京リーガルマインド 保育クラスター特区	学校教育法第八十一条の一部適用除外	近隣の保育所と幼稚園の設置管理者が同一人物の場合、管理者を一元化し、園長を配置しなくてもよいこととする。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立し、長期間保育、就学前教育など保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。
080720	保育所と幼稚園の管理者の一元化	幼稚園設置基準第5項第4条	幼稚園の園長は保育所長を兼ねることができる。	D-1		幼稚園の園長は保育所長を兼ねることができる。												5150042	株式会社東京リーガルマインド 学校教育法第八十一条の一部適用除外	近隣の保育所と幼稚園の設置管理者が同一人物の場合、管理者を一元化し、園長を配置しなくてもよいこととする。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立し、長期間保育、就学前教育など保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容			
080730	認定自治体の長による幼稚園教員免許の付与	教育職員免許法第5条	幼稚園教員の免許状は、教育職員免許法等に定める基準に基づき、授与権者である都道府県教育委員会が授与することとなっている。	C	幼稚園教員の免許状は、教育職員免許法等に定める基準に基づき、授与権者である都道府県教育委員会が授与することとなっている。	この提案は、地方自治体が地域にあった教員を登用するため、幼稚園教員免許を付与する基準を自ら定め、資格を付与しようとするものである。貴省の回答では、教員免許状授与について(全国的に)一定基準を確保する必要があり、免許の有効な範囲を当該地方自治体に限定するなどの一定の条件を付すことにより、権限を委譲できるのではないか、具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	別紙参照									株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	学校教育法第8条の規定の一部除外	幼稚園教員免許を付与する基準を特区認定自治体が独自に創設し、表の名において資格付与とすることとする。	保育士と幼稚園教員免許の併有を促進することで、利用者の多様な保育ニーズに応えていきます。		
080730	認定自治体の長による幼稚園教員免許の付与	教育職員免許法第5条	幼稚園教員の免許状は、教育職員免許法等に定める基準に基づき、授与権者である都道府県教育委員会が授与することとなっている。	C	幼稚園教員の免許状は、教育職員免許法等に定める基準に基づき、授与権者である都道府県教育委員会が授与することとなっている。	この提案は、地方自治体が地域にあった教員を登用するため、幼稚園教員免許を付与する基準を自ら定め、資格を付与しようとするものである。貴省の回答では、教員免許状授与について(全国的に)一定基準を確保する必要があり、免許の有効な範囲を当該地方自治体に限定するなどの一定の条件を付すことにより、権限を委譲できるのではないか、具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。										株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	学校教育法第8条の規定の一部除外	幼稚園教員免許を付与する基準を特区認定自治体が独自に創設し、表の名において資格付与とすることとする。	保育士と幼稚園教員免許の併有を促進することで、利用者の多様な保育ニーズに応えていきます。		
080740	幼稚園の入園年齢の緩和	学校教育法第80条	幼稚園に入園できる者は、満3歳から小学校就学前の幼児とされている。	D-2	特例番号806において、満2歳になった翌日以降の年度の初めから幼稚園に入園することのできる特例を措置済である。	この提案は、地方自治体が地域にあった教員を登用するため、幼稚園教員免許を付与する基準を自ら定め、資格を付与しようとするものである。貴省の回答では、教員免許状授与について(全国的に)一定基準を確保する必要があり、免許の有効な範囲を当該地方自治体に限定するなどの一定の条件を付すことにより、権限を委譲できるのではないか、具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	弊社の提案の趣旨は、入園年齢を引き下げることとしているのではなく、入園年齢を緩和し、保護者の求めに応じて見直しでも幼稚園段階の教育を実施することを目指すことです。児童によって発達段階は異なるにも関わらず年齢区分することに合理性は見込まず、いかなる年齢からでも幼稚園教育を開始できるように改正すべきです。方が一、弊社の提案に合理性がないと判断されるのであれば、①なぜ利用者の要望よりも国の基準を優先させるべきであるのか、②また、なぜその年齢基準に合理性があると考えられるのか及び権限の列挙(貴省の判断が正しいと確認できる客観的証拠、以上の点を納得できるようご回答いただけるようお願いいたします。									株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	入園年齢の緩和	幼稚園入園年齢要件を満3歳以下に引き下げます。	こども園においては、3歳に満たない児童に対しても教育を施します。		
080740	幼稚園の入園年齢の緩和	学校教育法第80条	幼稚園に入園できる者は、満3歳から小学校就学前の幼児とされている。	D-2	特例番号806において、満2歳になった翌日以降の年度の初めから幼稚園に入園することのできる特例を措置済である。	この提案は、地方自治体が地域にあった教員を登用するため、幼稚園教員免許を付与する基準を自ら定め、資格を付与しようとするものである。貴省の回答では、教員免許状授与について(全国的に)一定基準を確保する必要があり、免許の有効な範囲を当該地方自治体に限定するなどの一定の条件を付すことにより、権限を委譲できるのではないか、具体的に検討し回答されたい。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。										株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	入園年齢の緩和	幼稚園入園年齢要件を満3歳以下に引き下げます。	こども園においては、3歳に満たない児童に対しても教育を施します。		
080750	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法第5第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務を執行するために、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置することとなっている。	C	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務を執行するために、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置することとなっている。	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保することも、多様な民意を反映する制度となっている。教育委員会を廃止して首長が直接教育事務を執行することは、教育行政の中立性等を担保できない。なお、代替措置として提案されている審議会は諮問機関に過ぎず執行権限が無いため、教育行政の中立性等を確保することは困難である。	本提案は、首長が教育事務を執行するのではなく、合議制の教育委員会が保有している権限を常勤の教育長の権限とすることにより、教育に対する責任の所在の明確化と、山積する教育課題に迅速に対応しようとするものである。「教育の中立性」は、教育行政の根幹を司る文部科学省自身も、政治的背景を持つ大臣が意思決定権限者であることを鑑みれば、論理矛盾をおこしているのではないかと。貴省がその回答において懸念されている「教育の中立性」については、提案書の代替措置において、条約の制定により確保することとしているとともに、「民意の反映」についても、審議会を設置することにより、より広範な民意反映を目指すなど、それら懸念の点を払拭するための対策を講じることを念頭に置いている。貴省においては、都道府県と市町村の教育委員会制度の抜本的な見直しを中央教育審議会に諮問することだが、上記のような点を踏まえ、首長部局と教育事務局の事務の分担の協議についても、中央教育審議会の検討対象とするよう再検討され、その見解及び今後の対応について、具体的に提示されたい。											志木市	地方自治体解放特区	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会を地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」に改める。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する教育課題に迅速に対応する。
080760	教育に関する事務の分担	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	C	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保することも、多様な民意を反映する制度となっている。このため、教育委員会と首長との職務分担を法律上明記することが必要であり、これを教育委員会と首長との協議に委ねると、教育行政の中立性等を担保できないおそれがある。	本提案は、生涯学習分野や健康づくり分野、青少年の健全育成分野など、首長部局と教育事務局で重複する分野を協議により分担し、効率的な行政運営を展開しようとするものである。貴省の回答における「教育の中立性」は、教育行政の根幹を司る文部科学省自身も、政治的背景を持つ大臣が意思決定権限者であることを鑑みれば、論理矛盾をおこしているのではないかと。貴省がその回答において懸念されている「教育の中立性」については、事務の分掌を規定する条項に明記することにより確保するなど、懸念の点を払拭するための対策を講じることを念頭に置いている。貴省においては、都道府県と市町村の教育委員会制度の抜本的な見直しを中央教育審議会に諮問することだが、上記のような点を踏まえ、首長部局と教育事務局の事務の分担の協議についても、中央教育審議会の検討対象とするよう再検討され、その見解及び今後の対応について、具体的に提示されたい。										志木市	地方自治体解放特区	教育に関する事務の分担	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議のうえと分担する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条を「長と協議のうえ分担し、それぞれ管理及び執行する」に改める。	自治体の創意工夫により無駄を省き、効率的な行政運営を展開する。	
080770	校舎等の建設に係る経費について市負担割合の可変	義務教育法第3条第1項	公立学校の施設整備に係る経費については、義務教育法第3条第1項に基づき、国がその一定割合を補助している。	E	記償の許可方針については、当省は判断できる立場にない。												草加市	草加の教育特区(学校施設整備に係る地方負担割合の見直し)	校舎等の建設に係る経費について市負担部分の可変を可能とする。	校舎等の建設に係る経費について国庫補助対象外の市負担部分について起債を行う。	校舎等の建設に係る経費について国庫補助対象外の市負担部分について起債を行う。	

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
080880	学校評議会制度の大学・高校等への導入	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、学校評議会制度を大学・高校等へ導入するということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	中央教育審議会の審議内容について 1. 中央教育審議会は、国家行政組織法第8条(中央教育審議会令)に基づき設立された機関であり、特区にに基づき設立されたものではない。貴省が審議の結果を待つ必要はなく、特区として対応不可であることとの理由とはなりません。 2. 中央教育審議会の審議内容について ① 義務教育過程の公設民営について 中央教育審議会は幼稚園や高等学校に限って議論の対象としています。しかし、中央教育審議会はその審議の過程において、現在公立学校における教育は、児童生徒や保護者の期待のもとに十分に定まっていという見解が様々な方面から出ていることを認める等しており、これがまさに、現在の(中央教育審議会)に立脚した公設公営学校による義務教育過程の在り方が、行政負担を減らすことの一環として、義務教育過程の公設民営も認めるべきです。 ② 公設民営学校の教育の質の評価等について 中央教育審議会では「教育の質を客観的に評価・検証する仕組みがなければ、委託者が経営的観点から経営を削減することにより、教育の質が低下するのではないか」との議論がされています。しかし、経営的観点からのみで経営削減等を行えば、当該委託者の運営する学校は学校を選択する児童生徒や保護者からの支持を失うことは明らかです。そして、児童生徒や保護者からの支持を失えば、委託者は以後当該公設学校の設置者からの委託を取り消されるという形で厳しく判断されるのです。つまり、そのような安易な経営削減等をするはずがなく、また客観的な評価という点については、「学校評議会委員の設置」や「提案評議方式」の導入により可能であると考えます。	③ 安定性・継続性への懸念については「企業は「安定性・継続性」が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものであります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校も生徒数は減少し、事業の継続・安定は望まれないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体が管理・運営するにせよ、そこに差異はないというべきです。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。更に、提案主体からの意見①～③について、貴省としての見解を明らかされた。	3060080	株式会社東京リーガルマインド	教育の公設民営特区	学校評議会制度の導入	大学等においても、高等学校以下においても、学校評議会委員制度を明確に義務付けます。	これからの教育サービスの提供は、主体による事前規制から活動態様による事後規制にシフトするべきであり、特区の導入にあたっては、学校の設置者が公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といふ)に委託した場合にその責任を果たすためにも、学校評議会委員制度を義務付けることが必要であります。特区に於ける公設民営を実施すること、住民のニーズに寄り添った教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。			
080880	学校評議会制度の大学・高校等への導入	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきているものではなく、学校評議会制度を大学・高校等へ導入するということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	中央教育審議会の審議内容について 1. 中央教育審議会は、国家行政組織法第8条(中央教育審議会令)に基づき設立された機関であり、特区にに基づき設立されたものではない。貴省が審議の結果を待つ必要はなく、特区として対応不可であることとの理由とはなりません。 2. 中央教育審議会の審議内容について ① 義務教育過程の公設民営について 中央教育審議会は幼稚園や高等学校に限って議論の対象としています。しかし、中央教育審議会はその審議の過程において、現在公立学校における教育は、児童生徒や保護者の期待のもとに十分に定まっていという見解が様々な方面から出ていることを認める等しており、これがまさに、現在の(中央教育審議会)に立脚した公設公営学校による義務教育過程の在り方が、行政負担を減らすことの一環として、義務教育過程の公設民営も認めるべきです。 ② 公設民営学校の教育の質の評価等について 中央教育審議会では「教育の質を客観的に評価・検証する仕組みがなければ、委託者が経営的観点から経営を削減することにより、教育の質が低下するのではないか」との議論がされています。しかし、経営的観点からのみで経営削減等を行えば、当該委託者の運営する学校は学校を選択する児童生徒や保護者からの支持を失うことは明らかです。そして、児童生徒や保護者からの支持を失えば、委託者は以後当該公設学校の設置者からの委託を取り消されるという形で厳しく判断されるのです。つまり、そのような安易な経営削減等をするはずがなく、また客観的な評価という点については、「学校評議会委員の設置」や「提案評議方式」の導入により可能であると考えます。	③ 安定性・継続性への懸念については「企業は「安定性・継続性」が確保できない恐れがある」との議論があります。しかし、国民が望むような教育を提供するならば、民間が管理・運営する公設学校であっても当然その事業は継続し、安定、発展するものであります。逆に、国民が望むような教育を提供し得ないならば、公設公営の学校も生徒数は減少し、事業の継続・安定は望まれないものです。つまりこの懸念は机上の空論であり、あくまで観念的なものに過ぎず、企業が管理・運営するにせよ、地方自治体が管理・運営するにせよ、そこに差異はないというべきです。	C	本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。	中央教育審議会の議論において、提案主体のニーズが積極的にみ取られ、提案が実現できるような事務局として最大限の努力を払われた。また、検討スケジュールについては未定ながら、未定であったとしても、とりよめの目途又は目標を示された。更に、提案主体からの意見①～③について、貴省としての見解を明らかされた。	5150023	株式会社東京リーガルマインド	教育の公設民営特区	学校評議会制度の導入	大学等においても、高等学校以下においても、学校評議会委員制度を明確に義務付けます。	これからの教育サービスの提供は、主体による事前規制から活動態様による事後規制にシフトするべきであり、規制改革の実施にあたっては、学校の設置者が公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」といふ)に委託した場合にその責任を果たすためにも、学校評議会委員制度を義務付けることが必要であります。規制改革にて公設民営を実施すること、住民のニーズに寄り添った教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。			
080890	大学設置の認可基準およびその他の認可事項における特例	学校教育法第3条、第4条	大学を設置しようとする者は、学校教育法第3条及び第4条により、設置基準に於て文部科学大臣の認可を受けなければならない。大学を設置しようとする者の国籍を問わず同一の基準と手続が適用される内外無差別の制度となっている。	C	大学の設置認可は、学校教育法、大学設置基準等の法令により定められた大学としての要件を満たすことと認められ、また、学生に対する日本国内の大学と同等の負担軽減措置を執ることにより、大学選択の環境を整えることで、国際化教育の推進が図られるとするものであり、この点を踏まえ再検討し回答されたい。	提案は、留学することなく(国内で海外の大学の特長をそのまま生かした大学(当該国の正式な認定・承認の認定を受けたものに限る)の設置運営を可能とし、また、学生に対する日本国内の大学と同等の負担軽減措置を執ることにより、大学選択の環境を整えることで、国際化教育の推進が図られるとするものであり、この点を踏まえ再検討し回答されたい。	日本の大学の設置認可基準が大学の質を決定する唯一の尺度であるという現在の制度は、グローバルスタンダードな視点から考えても柔軟性を欠くものである。外国の大学の日本分校の認可が認められた場合、大学に準ずる機関と認められるのか?その場合、日本の大学とどの違いが明確にされたか。	我が国の大学制度では、設置認可により設置における最低水準を担保するとともに、設置後における定期的な認証評価の実施、定正措置の発動などにより質保証を担保する仕組みを敷いており、この質保証システムに基づいて初めて我が国において大学としての法的地位が与えられるものである。なお、すでに回答しており、外国の大学の日本分校の認可については、現在、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」において、諸外国における制度の調査研究などを行っている。検討を進めているところであり、本年度中に本意に、検討結果についてのまとめをいただくことを予定している。	C	ご指摘の通り、校地及び校舎の面積を含め、専門職大学院の施設及び設備その他の点については、定性的な規定となっており、目的に照らし十分な教育効果があることができてと認められればよいこととされている。	3049010	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	大学設置の認可基準およびその他の認可事項における特例	学校教育法の第一章第三節において、学校を設置しようとする者は、設置基準に従いこれを設置しなければならない。また、第四節において設置された学校は定められた事項について認可を受けなければならない。しかし、海外の大学がその特徴をそのまま持ち運営していくには実情に即してない。そこで、海外の大学がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合は、設置の基準を満たしているものとして学校教育法第一章の第一節にある大学に準ずるものと定める。	この特例が認められることにより、第四節の認可項目についても特例とし、運営態様やカリキュラムの内容は従来どおり、に、補助金の交付を除く通常の学生割引、学生ビザの適用など、学校教育法第一章の第一節にある大学が受ける特典(添付資料1:米国立大学日本分校が大学として適用されるべき特典(参考)をまとめるものとする。これにより、日本の大学とより近い立場での運営が可能となり、学生募集力の強化、カリキュラム、施設等の拡充が実現する。さらに国際高等教育機関として、地域の国際化と経済活性化を促す。具体的には、地域住民への学費割引、優秀な教授や外国人学生の企業、教育機関への派遣、社会人のためのスキルアップ教育の充実、テンブル教育センタービル(添付資料1:テンブル教育センター計画参照)の建設など。				
080900	校地及び校舎の面積の引き下げ	専門職大学院設置基準第17条	専門職大学院の施設及び設備その他の要件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果と認められるものとする。	D-1	専門職大学院の施設及び設備その他の点については、特段の事情があり、目的に照らし十分な教育効果と認められるものとする。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省の回答の通り、専門職大学院設置基準第17条に「専門職大学院の施設及び設備その他の要件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果と認められるものとする」とあり、提案主体の提案理由において、「運輸教育を実施すれば、必ずしも校地・校舎は必要ではなく、自衛でも、会社でも講義を受講することが可能であるので年間を通して常時、物理的に所有している必要がない」と記載していること、懸念の点を払拭するための対策を講じている。また、校地及び校舎の面積基準を引き下げた場合であっても、十分な教育効果があるかどうかの判断について、実際に現場を知り、それが容易な当該地域の地方自治体の長が認めれば問題ないと考え、更に、十分な教育効果と認められる精神に則れば、授業科目数、生徒の人数等に照らさず、校地及び校舎の面積については、定量的な最低限の基準が存在しないというのが妥当と考える。上記のような点を踏まえ、本件について、再検討され、その見解及び今後の対応につき具体的に提示されたい。	ご指摘の通り、校地及び校舎の面積を含め、専門職大学院の施設及び設備その他の点については、定性的な規定となっており、目的に照らし十分な教育効果があることができてと認められればよいこととされている。	D-1	土地の所有、あるいは、借用が困難であり、高度専門職の教育授業を遠隔教育にて実施しており、当該地域は特段に教育ニーズが高く、教育の質を向上させるため、地方自治体の長が認める場合は、校地及び校舎の面積を弾力的に決めることができるものとする。	3106020	株式会社ドジネスグループ	株式会社専門職大学院設置基準の引き下げ	土地の所有、あるいは、借用が困難であり、高度専門職の教育授業を遠隔教育にて実施しており、当該地域は特段に教育ニーズが高く、教育の質を向上させるため、地方自治体の長が認める場合は、校地及び校舎の面積を弾力的に決めることができるものとする。	遠隔教育を主としているので通常は必要最低限の校地・校舎を借用し、なお、集合教育を行う場合はその期間のみ公共の未利用施設を有効活用することも検討する。					
080910	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	特区省令予定	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には、適切な位置に設けるものとする。また、運動場も兼ねた校地については、構造改革特区においてはやむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10㎡)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	D-2	大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次提案への対応において、「運動場」については、特段の事情があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区における対応が決定されているところ。	提案理由によるように、24時間使用可能な運動設備を設ける必要があるのかが明らかされた。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるもの」とあるが、借用であっても24時間いつでも使用可能な運動場は借用であっても実現が難しい。また、借用の運動場は大学の所在地からどの程度の距離にあればよいのかの明確な説明をされた。	前回答の通り、大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次提案への対応において、「運動場」については、特段の事情があり教育研究に支障がないと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされているが、これは特段の事情があり教育研究に支障がないと認められる場合には、学生等のニーズに全に対応できる運動スペースを確保すれば足りるという趣旨であり、学生等のニーズとしては、必ずしも24時間借用している必要はない。また、借用の運動場の所在地については、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものであるが、やむを得ない場合には、教育研究上支障がなく、学生等のニーズに対応できる適切な位置にこれを設けるものとする。	D-2	学生が充実した大学生活を送るために、一定の教育環境、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えているが、運動場については、特区における弾力的な対応が決定されていること。	3049030	株式会社東京リーガルマインド	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	「大学設置基準」では「運動場」を設けると定めているが、土地の確保が困難という地域性を有し、特段のニーズがあり、本学教育事業に支障がない場合には、学生のニーズに即したクラブ活動や学生気分転換など学生生活充実のために、必要に応じて借用できる運動設備があればよいものとする。	「運動場」を設けずとも、都市部にその所在地を置き、社会人を含むさまざまなバリエーションの提供を可能にし、都市圏主要な優秀な教授の採用や外資系企業へのインターンシップなどを含むあらゆるリソースへのアクセスを容易に、質の高い国際教育を提供することが可能である。				
080910	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	特区省令予定	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には、適切な位置に設けるものとする。また、運動場も兼ねた校地については、構造改革特区においてはやむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10㎡)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	D-2	大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次提案への対応において、「運動場」については、特段の事情があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区における対応が決定されているところ。	提案は、「保健体育科目を設ける場合以外、運動場の設置を不要とすることを求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	学生が充実した大学生活を送るために、一定の教育環境、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えているが、運動場については、特区における弾力的な対応が決定されていること。	前回答の通り、大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次提案への対応において、「運動場」については、特段の事情があり教育研究に支障がないと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされているが、これは特段の事情があり教育研究に支障がないと認められる場合には、学生等のニーズに全に対応できる運動スペースを確保すれば足りるという趣旨であり、学生等のニーズとしては、必ずしも24時間借用している必要はない。また、借用の運動場の所在地については、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものであるが、やむを得ない場合には、教育研究上支障がなく、学生等のニーズに対応できる適切な位置にこれを設けるものとする。	D-2	学生が充実した大学生活を送るために、一定の教育環境、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えているが、運動場については、特区における弾力的な対応が決定されていること。	3072010	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学改革特区	大学設置基準の緩和	大学設置にあたって運動場の設置が不要とすることを認めるよう、大学設置基準第35条を改正し、教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合に限り、運動場を設けずとも、あるいは学外のスポーツクラブなどとの提携による措置をおこなうこととする。	株式会社職業教育センターの大学を設置・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済については日本経済全体の活力の早期回復に貢献する。				

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容			
080910	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	特区省令予定	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置に設けるものとなっているが、運動場も含め校地については、構造改革特区においてはやむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10㎡)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	D-2		大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次要望への対応において、「運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとする大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区においての対応が決定されているところ。		提案は、「保健体育科目を設ける場合以外、運動場の設置を不要とすることを求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。		D-2	学生が充実した大学生活を送るためには、一定の教員組織、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えているが、運動場については、特区においての弾力的な対応が決定されているところ。					5021058	社団法人日本経済団体連合会	大学設置基準改正(運動場設置規定の改正)【新規】	「教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合、運動場を設置するか、あるいは学外のスポーツクラブなどの提携による措置をおこなうなど、特区においての弾力的な対応が決定されているところ。」	運動場の設置が不要となるよう、大学設置基準第35条を以下のように改正すべきである。	
080910	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	特区省令予定	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置に設けるものとなっているが、運動場も含め校地については、構造改革特区においてはやむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10㎡)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	D-2		大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次要望への対応において、「運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとする大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区においての対応が決定されているところ。		提案は、「保健体育科目を設ける場合以外、運動場の設置を不要とすることを求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。		D-2	学生が充実した大学生活を送るためには、一定の教員組織、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えているが、運動場については、特区においての弾力的な対応が決定されているところ。					5150011	株式会社東洋リーガルマインド	大学設置基準の緩和	大学設置にあたって運動場の設置が不要となることを認めるよう、大学設置基準第35条を改正し、教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合、あるいは学外のスポーツクラブなどの提携による措置をおこなうこととします。	株式会社が職業教育センターの大学を投資・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済においては日本経済全体の活力の早期回復に貢献します。	
080920	専門職大学院における「運動場」に関する要件の緩和	専門職大学院設置基準第17条	専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとするとなっている。	D-1		専門職大学院の施設及び設備その他については、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1	提案主体において構想している方式のものと運動場を置かなくとも、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる場合、なお、一般論としては、通信教育による専門職大学院については、運動場を設けないこともありえる。					3106040	株式会社社ビジネスグループ	株式会社による専門職大学院設置を柔軟化	専門職大学院における運動場の必要規制を撤廃し、所有、及び、借用も不要とする。	専門職大学院のカリキュラムには、運動場を使用しなければいけないものはないので運動場は必要ない。	
080930	専門職大学院における「運動場」に関する要件の緩和	専門職大学院設置基準第17条	専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとするとなっている。	D-1		専門職大学院の施設及び設備その他については、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1	提案主体において構想している方式のものと運動場を置かなくとも、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる場合、なお、一般論としては、通信教育による専門職大学院については、運動場を設けないこともありえる。					3106050	株式会社社ビジネスグループ	株式会社による専門職大学院設置を柔軟化	専門職大学院における体育館の必要規制を撤廃し、所有、及び、借用も不要とする。	専門職大学院のカリキュラムには、体育館を使用しなければいけないものはないので体育館は必要ない。	
080940	専門職大学院における「研究室」に関する要件の緩和	大学院設置基準第19条、専門職大学院設置基準第26条第1項	大学院には、当該大学院の教育研究に必要な研究設備を備えるものとなっている。	D-1		研究室については、大学院の教育研究に必要な研究設備を備えるものとする。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1	提案主体において構想している方式のものと研究室を置かなくとも、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる場合、なお、一般論としては、通信教育による専門職大学院においては研究室を置かなくともありえる。					3106060	株式会社社ビジネスグループ	株式会社による専門職大学院設置を柔軟化	専任教員の研究室を大部屋とし、一部屋で複数の専任教員で利用する。	専任教員の研究室を大部屋とし、一部屋で複数の専任教員で利用する。	
080950	遠隔教育を主とする専門職大学院の必要規制の緩和	専門職大学院設置基準第17条	専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとするとなっている。	D-1		専門職大学院の施設及び設備その他については、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1	提案主体において構想している方式のものと遠隔教育を主とする専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる場合、なお、一般論としては、通信教育による専門職大学院においては遠隔教育を主とする専門職大学院における必要規制を撤廃する。					3106070	株式会社社ビジネスグループ	遠隔教育を主とする専門職大学院における必要規制の緩和	遠隔教育を主とする専門職大学院における必要規制を撤廃する。	遠隔教育を主としており常時学生はいないので、医療に關わる行為は行わない。教室での集合教育に医療行為が必要な事柄に備え、教室から物理的に近い医療あるいは病院と提携しておく。	
080960	専門職大学院の図書館に係る弾力的運用	大学院設置基準第21条	大学院には、研究及び専攻の種類に応じ、図書等教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えるものとするとなっている。	D-1		大学院の図書については、教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。	提案のサイバー上の図書館等が、図書等教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えているものも成りうる点について、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1	一般論としては、教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えておけば、サイバー上で図書を揃えることもありうる点と考えるが、必要最低限の数量を規定しているものではない。					3106080	株式会社社ビジネスグループ	株式会社による専門職大学院設置を柔軟化	専門職大学院における図書館を学生が調査研究をまっとうでき、研究に支障をきたさない情報収集等ができるサイバー上の図書館とする。	専門職大学院のカリキュラムに関する研究に支障をきたさない情報収集等ができるサイバー上の図書館とし、閲覧室、レファレンスルーム、整理室、書庫等を全てサイバー上で実現可能となるので設置しない。	
080960	専門職大学院の図書館に係る弾力的運用	大学院設置基準第21条	大学院には、研究及び専攻の種類に応じ、図書等教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えるものとするとなっている。	D-1		大学院の図書については、教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。	提案のサイバー上の図書館等が、図書等教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えているものも成りうる点について、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。			D-1	一般論としては、教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えておけば、サイバー上で図書を揃えることもありうる点と考えるが、必要最低限の数量を規定しているものではない。					3106090	株式会社社ビジネスグループ	株式会社による専門職大学院設置を柔軟化	専門職大学院における図書館を学生が調査研究をまっとうでき、研究に支障をきたさない情報収集等ができるサイバー上の図書館とする。	専門職大学院のカリキュラムに関する内容に支障をきたさない情報収集等ができるサイバー上の図書館とし、閲覧室、レファレンスルーム、整理室、書庫等を全てサイバー上で実現可能となるので設置しない。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容					
080970	「インターネット大学」を設置する講義室等の設置の特例	大学院設置基準第19条	大学院には、教育研究に必要な講義室等を備えるものとする。	A	III	大学院設置基準の通信教育関係部分及び大学通信教育設置基準における校地及び校舎に関する基準については、提案者の意向を踏まえながら、特区において特例措置を設けることを含め、その弾力化についてさらに検討する。											3074020	個人	校地校舎無しでもインターネット大学及び大学院が設置できる	インターネット大学院の場合には講義室も研究・実験・実習・演習室も不要とする	学校法人が認可されたとき、大学院を設置する						
080980	「インターネット大学」を設置する講義室等に関する特例	大学院設置基準第36条	大学には、教育研究に必要な講義室等を備えるものとする。	A	III	大学院設置基準の通信教育関係部分及び大学通信教育設置基準における校地及び校舎に関する基準については、提案者の意向を踏まえながら、特区において特例措置を設けることを含め、その弾力化についてさらに検討する。											3074030	個人	校地校舎無しでもインターネット大学及び大学院が設置できる	インターネット大学の場合には校地、運搬庫、校舎等施設、実験・実習工場、図書館書庫等(第8章)は不要とする	学校法人が認可されたとき、大学を設置する						
080990	大学の学部・学科の設置認可申請における特例	学校教育法第4条 学校教育法施行令第23条	平成15年度から、学問分野の大幅な変更を伴わない学部・学科の設置は届出制。大学として全く新たな学問分野の学部・学科を設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要。	C		大学として全く新たな学問分野の学部・学科を設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。		提案は、社会のニーズに対応した自由な教育を迅速に実施する観点から、他国における学部学科の教育の実績により、学部・学科の設置認可を届け出制とすることが適切であるというものであり、これについて具体的に検討し回答された。	第4次の回答は第3次と同じ内容であり、今回の本学からの提案理由の内容に記した矛盾についての説明を求める。	C		我が国において大学を設置し、学部・学科を新設する場合には、最低水準を担保することを目的とした大学設置基準等によって認可を行う必要がある。 なお、平成15年度から、学問分野の大幅な変更を伴わない学部・学科の設置は届出制としているが、これは、学部・学科の設置認可申請に想定された学問分野の範囲内での組織の整備・融合について、認可を経るとなく届出により設置可能としたものである。(例えば、既存の理学部内に新たに化学科を設置する場合には、理学の学位の範囲内であり、化学科の「カリキュラム」の編成、必要な教員の確保等が適切に担保されると考えられることから、届出とする。)。 一方、大学が従来する学位の種類・分野の重要を伴う場合など、大学として全く新たな学問分野の学部・学科を設置する場合には、認可を経ると、理学部としての教員組織等の適切さを判断する必要があり、工学部化学工学科があるからという理由のみで届出することは適切ではない。なお、化学科のみを有する理学部を新設することは通常は想定しづらく、既存の理学部内に化学科を設置する方が一般的である。 1 地域医療に関する関係者庁連絡会議において 趣旨：医師の確保が困難な地域における医療の確保を推進するための諸課題について関係者が十分に連携・調整し、具体的な取り組みを推進する。(当議の検討課題)①へき地を含む地域における医療確保対策、②地域における医療確保のための大学、③地域の医療機関、都道府県等の連携のあり方、④地域における医師確保のための取り組みのあり方、⑤地域における医師の勤務実態の把握と配属のあり方(検討スケジュール)・平成15年11月11日(第1回会議)・平成15年11月～12月(第2回～第4回)自治体関係者、医療関係者、大学関係者からのヒアリング 平成16年1月(予定)：当議の取り組み、今後の検討課題等について可能限り整理を行う。 2 入学定員の増員分について、確実に当該地域へき地医療機関にのみ勤務させる方策(へき地医科定員確保等)がないまま入学定員を増員することは、結果として、他の地域の医療機関への就職を可能とするものであり、都市部におけるならぬ医師過剰を招く恐れがあることから、福島県内のみならず各都道府県における医師の需給バランスに影響を与える問題であり、特定の地域に限った対応とすることは困難である。なお、我が国の入学定員の中にへき地医療機関勤務を条件とした一															チンブル大学ジャパン(TUJ)では、経営学部(会計科、国際経営科、マーケティング科など)、観光ビジネス学部(スポーツ・レクリエーション、観光サービスなど)を含むいくつかの新学部・学科の導入を検討しており、数年の内に設置を予定している。これにより、国際社会での活躍を望む学生へのニーズを充実させることができると同時に、地域での産学連携、国際企業へのインターン派遣、優秀な人材の確保など、期待が求められる地域への多大な貢献が期待できる。
081000	一定の条件下における医学部の入学定員の増減の容認	大学、短期大学、高等専門学校等の設置の目的の取扱いに係る基準(平成15年3月31日文科科学省告示第45号)	文部科学大臣は、大学、短期大学、高等専門学校等の設置又は収容定員の認可の審査に際しては、学校教育法、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準その他の次に掲げる条件を満たすことを審査の基準とする。 一 医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員に類する職に充てるための養成又は収容定員増でないこと。	C	III	1 医学部の入学定員については、昭和57年の臨時行政調査会審議や閣議決定を受け、医療費抑制等の観点から「医師の過剰を招かない」という政府の方針のもと、昭和61年における「新橋移入医師を削減する」という厚生省の方針に基づき、医学部入学定員の削減を推し進めるとともに、新たな入学定員の増員は行わないこととしている。 2 また、平成10年に厚生省において医師の需給に関する検討が行われ、厚生省健康政策局長が文部科学省に対して「医師入学定員の削減が図られつつあることから、平成11年以降、更に削減を行っている状況である。したがって、医学部の入学定員は、これまでは現状で抑えられ、厚生労働省における医師需給の考え方を十分踏まえてきているものであり、これを増員することは現状では困難である。 4 へき地医療に従事する医師の確保については、厚生労働省が中心となって設置した、厚生労働省、読売省、文部科学省の三省による「地域医療に関する関係者庁連絡会議」において、地域医療対策を検討しているところである。	貴者の回答では、地域医療の対策を検討しているところであり、具体的な検討内容及びスケジュールを明示された。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	III	文部科学省からの回答は、全国一律に、医師過剰に対する対応についての言及である。各都道府県の人口と医学部定員を比較した場合に、人口百万人当たり100人を超える都道府県が9都府県あり、また全国平均でも60.66人となっているが、当県は37.34人という、現行の定員枠に地域格差があるのが現状である。さらに、へき地における医師不足問題が顕在化していることから、へき地という条件下にある地域における医学部入学定員の規制の緩和と求めることは、特定の地域に限定して認める特区の趣旨に合致する提案であると考え、このことから、医学部の入学定員枠について、特定の地域に限った対応が可能かどうかについて引き続き検討したい。												一定の条件下に「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の目的の取扱いに係る基準」の適用除外枠を設ける。	へき地特別枠の医師として県立医科大学の医学部の定員を増加することにより、へき地医療に従事する医師の確保へ向けた取り組みが大きいと推進する。			
081010	大学の収容定員の認可申請における特例	学校教育法施行令第23条	平成15年度から、大学内における収容定員の移動は届出制となっている。	C		平成15年度から、大学全体の収容定員を増加させる場合を除く収容定員の変更を届出したことである。なお、大学全体の収容定員を増加させる場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	第4次の回答は第3次と同じ内容であり、第3回の回答を受けて提案した本学からの代替案についてはどう考えるか？またその理由は何か説明された。	C		大学全体の収容定員を増加させる場合、質の低下を招くことのないよう教員数等を増加させる必要がある。 このため、質保証・学生保護等の観点から認可が必要であり、提案主体から示された代替案にあるような文部科学大臣による是正命令などの事後的なチェックのみでは不十分であると考え、											大学全体の収容定員を増加させる場合、質の低下を招くことのないよう教員数等を増加させる必要がある。 このため、質保証・学生保護等の観点から認可が必要であり、このことは、提案にあるような通商教育を主とする専門職大学院においても例外ではない。	収容定員全体の増減がある場合、右のような代替措置を講ずることを前提に、特区において現在の学部約500名体制から1000名体制までは届け出制とし、その後年度末20%以上の増減に関しては認可制とする。	社会のニーズに対応したタイムリーな収容定員全体の増加が可能になる。		
081020	遠隔教育を主とする専門職大学院における収容定員の運用	学校教育法施行令第23条	平成15年度から、大学内における収容定員の移動は届出制となっている。	C		平成15年度から、大学全体の収容定員を増加させる場合を除く収容定員の変更を届出したことである。なお、大学全体の収容定員を増加させる場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C		大学全体の収容定員を増加させる場合、質の低下を招くことのないよう教員数等を増加させる必要がある。 このため、質保証・学生保護等の観点から認可が必要であり、このことは、提案にあるような通商教育を主とする専門職大学院においても例外ではない。											映像を用いた講義を遠隔教育の方式で実施する。質疑応答、議論はインターネット経由で行う。講義の内容、受講する学生数によって講師、助手の数を上下させ、全体の質の向上を図る。				
081030	「大学設置基準」における「卒業時の要件(在学年数)」の緩和	大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第19条第1項	大学卒業の要件は、大学4年以上在学し、12単元以上を修得することとされていること。	C		我が国の大学として認可する以上、我が国の制度に則ることが必要である。我が国の学校教育法制度上、大学を卒業するに当たっては、体系的に編成された教育課程で124単元以上の単位を取得することが必要とされており、これは3年未満の在学ではできないものと考えている。		提案のように、各大学において設定する124単位を適正に取得できるのであれば、在学年数に制限を設ける必要はないのではないかと、具体的に検討し回答された。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C		一定の単位を取得することは別に、一定期間の在学を必要とする合理的な理由がないのであれば、学校教育法第65条の4で定める卒業の要件から、在学期間の要件(例えば当該大学に三年以上在学したものが、)を削除するなどにはすべきではないか、早急に検討し回答された。 一定の単位を取得することは別に、一定期間の在学を必要とする合理的な理由がないのであれば、学校教育法第65条の4で定める卒業の要件として、在学期間の要件として、関係各方面からの慎重論もある中で、平成11年の制度改正によって一定の要件を満たした場合に可能となったことであり、その更なる短期化については、4年未満卒業制度の定着・検証の上で行うことが、我が国の大学の教育の質の確保の観点から重要である。 なお、1単位を取得するために必要な45時間の学修のうち、講義及び演習について、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間枠として行っているのは、御指摘のとおりであるが、これは、講義及び演習を受けるだけで当該授業科目の修得に必要な知識・技能等を身に付けることが通常は困難であり、個々の授業科目に応じて学習や演習を行うことが必要であることを考慮してのものである。従って、45時間という学修時間が授業及び演習の時間を指すものではないということをもって、3年未満卒業が可能であるということにはならないと考える。 また、これまでに、我が国の大学から、留学生や社会人が大学で集中的に学び、早期に卒業するコースを設けたという具体的な要望を受けたことはない。													「卒業時の要件」において、在学年数を3年未満の在学で可とする。	規定の卒業単位を取得し、卒業要件を満たしている場合、在学年数が3年未満であっても卒業を認め、これにより、大学の夏休み期間に実施される夏季学期を利用して履修する優秀な学生に対し、短期間で卒業が可能という選択を与えることが可能となる。また、大学は必要単位を取得次第卒業が可能な、米国大学の特徴を生かした運営を維持することができ、大学は個性重視により多様な進める必要がある。個人の能力に即した上記のような柔軟なシステム導入はそのひとつと考える。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容				
081080	メディアを利用し教室外で履修する単位数の制限の緩和	大学通信教育設置基準第6条	インターネットを活用した授業などにより、124単位数以上を取得できる大学となっているところ。	D-1		多様なメディアの活用による教室以外の場所での履修における単位数認定については、卒業単124単位数のうち60単位数を超える遠隔授業の履修に関しては、大学通信教育設置基準の適用により可能となっているところ。											5150007	株式会社東京リーガルマインド	株式会社東京リーガルマインド	大学における遠隔制単位数認定の基準緩和	「大学設置基準」中の「多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所で作修する単位数は卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち六十単位数を超えないものとする。」を撤廃する。					
081090	大学通信教育の認可制度の撤廃	学校教育法第4条、学校教育法施行令第23条	大学において通信教育を開設しようとする者は、学校教育法第4条により、設置基準に従って文部科学大臣の認可を受けなければならない。	C		通信教育を新たに開設する場合、質保証・学生保護等の観点から、設置主体の知向によらず、認可が必要である。	新規に通信教育を行なう大学を設置する場合と、既存の大学が通信教育を開設する場合は異なり、後者については一定の教育水準等は前者に比べて確保されていると考えられることから、認可手続きの簡素化等の措置がとれないか再度検討し回答された。	弊社の特区提案に対し、貴省からは「通信教育を新たに開設する場合、質保証・学生保護等の観点から、設置主体の知向によらず、認可が必要である」という回答頂きました。しかし、この論議は適切ではないと考えます。質については、大学教育として一定の質を確保しなければならないのは当然です。しかし、大学設置自体の認可を既に受けている学校設置会社による大学が「新たに通信教育を実施する」ということは、大学としての教育水準を確保している文部科学大臣に認められた教育サービスと、通信という新たな手法により消費者に提供していくに過ぎません。これは既に認可を受けている教育課程の内容を、中身を要するごとく、異なる媒体を用いて提供するということです。特に学校設置会社による大学の場、教育内容は一定の質を確保した上で、どのような形態で提供していくかというのは、経営判断(商品戦略)の問題であり、通信制であろうと通学制であろうと違いはありません。商品戦略をめぐって提供するかというマーケティングの問題です。しかも、前述のとおり、文部科学大臣の認証を受けたい場による認証評価を受けるわけですから、客観的な質の担保も事案されています。以上のように質の確保は適切に行われます。このように、質の担保がとれている中で通信教育そのものに独立した認可取得を義務付けることは過度の規制であり、政府の定める規制改革領域に真に向かえません。学校設置会社が設置する大学の特長は、株式会社法による学校経営に在りて、商品戦略と商品価格のエンゲージメントです。消費者である学生が、各々のニーズに応じて教育サービスを受けなければならない、学生にとって機会コストになる共に、株式会社による大学にとっては競争力を失い魅力を失うこととなります。通信制による教育課程設置に認可があることとは、機軸を失わせる結果となります。これは株式会社による大学経営を阻害し、株式会社法による学校経営を否定することとなり、構造改革特区領域法の趣旨に反するといえます。以上から、貴省の「質や学生の保護等を認む」というと理解できることは極めて、通信制に係る認可(学校教育法第4条、学校教育法施行令第23条)は、大学設置認可													3072040	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学改革特区	大学通信教育の認可制度の撤廃	現行法令上、新たに大学通信教育を実施する場合には文部科学大臣の認可が必要となるが、特区において既に大学設置認可を取得している株式会社立大学の場合は、現行の認可制度を撤廃する。	職業教育を実施する「LEO東京リーガルマインド大学」の平成16年4月の開校と同時に大学通信教育を推進する。これにより地理的問題から進学が困難な学生に対しても職業教育を施すことが可能となり、もって若年層の失業・求職等の問題の解決に寄与し、日本経済全体の活力回復に一定のインパクトを与えることができる。
081090	大学通信教育の認可制度の撤廃	学校教育法第4条、学校教育法施行令第23条	大学において通信教育を開設しようとする者は、学校教育法第4条により、設置基準に従って文部科学大臣の認可を受けなければならない。	C		通信教育を新たに開設する場合、質保証・学生保護等の観点から、設置主体の知向によらず、認可が必要である。												5150012	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学改革特区	大学通信教育の認可制度の撤廃	現行法令上、新たに大学通信教育を実施する場合には文部科学大臣の認可が必要となるが、特区において既に大学設置認可を取得している株式会社立大学の場合は、現行の認可制度を撤廃する。	職業教育を実施する「LEO東京リーガルマインド大学」の平成16年4月の開校と同時に大学通信教育を推進する。これにより地理的問題から進学が困難な学生に対しても職業教育を施すことが可能となり、もって若年層の失業・求職等の問題の解決に寄与し、日本経済全体の活力回復に一定のインパクトを与えることができます。			
081100	専任教員の緩和	専門職大学院設置基準第5条、専門職大学院に必要事項について定める件(平成15年文科省告示第53号)	専任教員は、学部・専攻の種類や学生数に一定数が必要であること、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備等が確保されている必要があり、一定の専任教員を確保することが必要であるとされており、このような観点から、必要最低限の基準を省令等で定めていくことである。なお、高度専門職大学院の養成については、専門職大学院制度を利用し、必要最低限の専任教員の数については、専門職大学院制度若しくは他の制度等によって設置された教育施設においても実施することが可能である。	何を専任教員とするのか、基準を明確に示された。専門職大学院は高度専門職人を育成することから、教員は産業界の第一線で業務を行う職能人を充てる必要がある。このため、従来の大学院における専任教員の基準によること、第一線の業務を主としながら専門職大学院の授業科目を担当する教員についても一定の基準の下に専任教員としてみなされることが必要ではないか、具体的に検討し、回答された。また、専門職大学院設置基準に示される最低限必要な専任教員の人数についても、個々の専門職大学院における専攻分野の特殊性等を十分に考慮して定められるべきではないか、具体的に検討し、回答された。	専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究を担当するに支障がない者であれば、他に職業を有している者であってもこの要件に該当する限り、専任教員となりうる。また、専門職大学院の専任教員の最低数については、各専攻分野の特殊性等を考慮して定められている。											3023010	(株)アサヒ商会	専門職大学院における専任教員数・資格・業務の緩和について	専門職大学院の専任教員数は規模に応じた数にと定められているが現行規定の例示では該当しない少数人でも最低例示数を配置しなければならぬ。特区においては認定自治体の長が当該教育の実施に支障をきたさないと認められた数にしたい。	専任教員による教育指導は確実に行われるほか、多様な背景をもった実務の専門知識に富んだ教員により、少人数の教育に必要の必要性による対応が出来る。			
081100	専任教員の緩和	大学設置基準第13条、大学院設置基準第9条、大学院に専攻ごとに置くべき専任教員の数について定める件(平成11年文科省告示第175号)、専門職大学院設置基準第5条、専門職大学院に必要事項について定める件(平成15年文科省告示第53号)	専任教員は、学部・専攻の種類や学生数に一定数が必要であること、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備等が確保されている必要があり、一定の専任教員を確保することが必要であるとされており、このような観点から、必要最低限の基準を省令等で定めていくことである。なお、高度専門職大学院の養成については、専門職大学院制度を利用し、必要最低限の専任教員の数については、専門職大学院制度若しくは他の制度等によって設置された教育施設においても実施することが可能である。	何を専任教員とするのか、基準を明確に示された。専門職大学院は高度専門職人を育成することから、教員は産業界の第一線で業務を行う職能人を充てる必要がある。このため、従来の大学院における専任教員の基準によること、第一線の業務を主としながら専門職大学院の授業科目を担当する教員についても一定の基準の下に専任教員としてみなされることが必要ではないか、具体的に検討し、回答された。また、専門職大学院設置基準に示される最低限必要な専任教員の人数についても、個々の専門職大学院における専攻分野の特殊性等を十分に考慮して定められるべきではないか、具体的に検討し、回答された。	専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究を担当するに支障がない者であれば、他に職業を有している者であってもこの要件に該当する限り、専任教員となりうる。また、専門職大学院の専任教員の最低数については、各専攻分野の特殊性等を考慮して定められている。										3065010	株式会社ミュージアム・システムズ(株)総合学院	教育特区構想(株式会社)における大学・大学院(大学・大学院等)の設置	大学設置基準上、大学におくべき専任教員の数に、特区に設置される大学については、この基準を適用しないものとし、特区認定自治体の長が、当該教育事業に支障をきたさないと認められた数とする(但し、新分野のみ)	株式会社による学校設置を特区内で事業化し、2005年4月からの大学院設置および2006年4月からの大学設置を実施する。				
081100	専任教員の緩和	大学設置基準第13条、大学院設置基準第9条、大学院に専攻ごとに置くべき専任教員の数について定める件(平成11年文科省告示第175号)、専門職大学院設置基準第5条、専門職大学院に必要事項について定める件(平成15年文科省告示第53号)	専任教員は、学部・専攻の種類や学生数に一定数が必要であること、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備等が確保されている必要があり、一定の専任教員を確保することが必要であるとされており、このような観点から、必要最低限の基準を省令等で定めていくことである。なお、高度専門職大学院の養成については、専門職大学院制度を利用し、必要最低限の専任教員の数については、専門職大学院制度若しくは他の制度等によって設置された教育施設においても実施することが可能である。	何を専任教員とするのか、基準を明確に示された。専門職大学院は高度専門職人を育成することから、教員は産業界の第一線で業務を行う職能人を充てる必要がある。このため、従来の大学院における専任教員の基準によること、第一線の業務を主としながら専門職大学院の授業科目を担当する教員についても一定の基準の下に専任教員としてみなされることが必要ではないか、具体的に検討し、回答された。また、専門職大学院設置基準に示される最低限必要な専任教員の人数についても、個々の専門職大学院における専攻分野の特殊性等を十分に考慮して定められるべきではないか、具体的に検討し、回答された。	専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究を担当するに支障がない者であれば、他に職業を有している者であってもこの要件に該当する限り、専任教員となりうる。また、専門職大学院の専任教員の最低数については、各専攻分野の特殊性等を考慮して定められている。										3066010	デンタルハウス株式会社	教育特区構想(株式会社)における大学・大学院(大学・大学院等)の設置	大学設置基準上、大学におくべき専任教員の数に、特区に設置される大学については、この基準を適用しないものとし、特区認定自治体の長が、当該教育事業に支障をきたさないと認められた数とする(但し、新分野のみ)	株式会社による学校設置を特区内で事業化し、2005年4月からの大学院設置および2005年4月からの大学設置を実施する。				

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進官からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	各府県庁からの回答に対する構造改革特区推進官からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容		
081190	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	構造改革特別区域法第13条1項	特区において学校設置非営利活動法人が設置できる学校は、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると思われる児童・生徒若しくは幼児又は発達障害のある児童・生徒若しくは幼児(次項において「不登校児童等」という)を対象とするものとされている。	C	NPO法人については、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築など条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。	貴省の回答では、法人としての継続性・安定性に不安があることから、一定の条件を整えた上で、不登校児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。なお、NPO法人による学校の設置の適否については、特区における実施状況についての評価が必要であり、実施状況の評価も経なまま対象範囲を拡大することは困難。	貴省の回答では、法人としての継続性・安定性に不安があることから、一定の条件を整えた上で、不登校児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。なお、NPO法人による学校の設置の適否については、特区における実施状況についての評価が必要であり、実施状況の評価も経なまま対象範囲を拡大することは困難。	貴省の回答では、法人としての継続性・安定性に不安があることから、一定の条件を整えた上で、不登校児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。なお、NPO法人による学校の設置の適否については、特区における実施状況についての評価が必要であり、実施状況の評価も経なまま対象範囲を拡大することは困難。	C		NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制による学校法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする趣旨を強くし、提案を実現しようとする。一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人の法理に基づき学校を設立し、NPO法人に立学校を多様化したニーズに対応するための一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとする。なお、NPO法人が学校の設置主体となることについては、様々な実態がある中で、対象範囲を限定することで法律上許容されたものであり、その特例措置の拡大の適否は、当該特区における実施状況についての評価が不可欠である。	貴省の回答では、NPO法人は「学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある」とのことであるが、学校の安定性・継続性の問題と不登校児童生徒等に対する教育との関係は、業務状況等が公開、地方自治体の設けるセーフティネット等により確保できること、対象となる不登校児童生徒等以外に拡大しても問題ないのではないか。また、株式会社には規定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育と関係する条件が必要なのかが不明である一方、NPO法人立学校が多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等については具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認められる場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答された。	C		第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることとする。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している。又は発達障害のある児童・生徒若しくは幼児又は発達障害のある児童・生徒若しくは幼児(次項において「不登校児童等」という)を対象とする」という規定を適用し、NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「国際アカデミー」(仮称)の開始	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	国際化時代を迎え、「帰国子女・在住外国人児童・生徒・幼児の日本語による学校教育」に対するニーズが高い。私たちは、上記の子どもたちを日本語による教育を行う公設民営型学校を設立したいと考えている。			
081190	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	構造改革特別区域法第13条1項	特区において学校設置非営利活動法人が設置できる学校は、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると思われる児童・生徒若しくは幼児又は発達障害のある児童・生徒若しくは幼児(次項において「不登校児童等」という)を対象とするものとされている。	C	NPO法人については、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築など条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。	貴省の回答では、法人としての継続性・安定性に不安があることから、一定の条件を整えた上で、不登校児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。なお、NPO法人による学校の設置の適否については、特区における実施状況についての評価が必要であり、実施状況の評価も経なまま対象範囲を拡大することは困難。	貴省の回答では、法人としての継続性・安定性に不安があることから、一定の条件を整えた上で、不登校児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。なお、NPO法人による学校の設置の適否については、特区における実施状況についての評価が必要であり、実施状況の評価も経なまま対象範囲を拡大することは困難。	貴省の回答では、法人としての継続性・安定性に不安があることから、一定の条件を整えた上で、不登校児童生徒等に対する教育の実績を下に開示しない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校を設置を可能としようとする。なお、NPO法人による学校の設置の適否については、特区における実施状況についての評価が必要であり、実施状況の評価も経なまま対象範囲を拡大することは困難。	C		NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制による学校法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする趣旨を強くし、提案を実現しようとする。一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人の法理に基づき学校を設立し、NPO法人に立学校を多様化したニーズに対応するための一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとする。なお、NPO法人が学校の設置主体となることについては、様々な実態がある中で、対象範囲を限定することで法律上許容されたものであり、その特例措置の拡大の適否は、当該特区における実施状況についての評価が不可欠である。	貴省の回答では、NPO法人は「学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある」とのことであるが、学校の安定性・継続性の問題と不登校児童生徒等に対する教育との関係は、業務状況等が公開、地方自治体の設けるセーフティネット等により確保できること、対象となる不登校児童生徒等以外に拡大しても問題ないのではないか。また、株式会社には規定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育と関係する条件が必要なのかが不明である一方、NPO法人立学校が多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等については具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認められる場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答された。	C		第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることとする。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している。又は発達障害のある児童・生徒若しくは幼児又は発達障害のある児童・生徒若しくは幼児(次項において「不登校児童等」という)を対象とする」という規定を適用し、NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「国際アカデミー」(仮称)の開始	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	大阪府では国際化時代を迎え、「英語教育」に対するニーズが高まっている。私たちは、主に英語と日本語による「バイリンガル教育」を行う公設民営型学校を設立したいと考えている。			
081200	NPO法人による学校設置の際に必要最低基準の免除	小中学校設置基準	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	特定非営利活動法人「シューレ	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	学校設置非営利活動法人としてNPO法人が学校を設置する際の、教育に支障がない場合において、一定の代替措置を講ずることを条件とし、運動場設置を免除することができる。	学校設置非営利活動法人としてNPO法人が学校を設置しようとする際、事実上最も大きな壁となっているもののひとつが、学校設置基準の中にある運動場の問題である。運動場の設置要件を免除も含めて緩和することによって、都市部における事業上の学校設置を可能にする。		
081210	NPO法人による学校設置の際に必要最低基準の適用緩和	小中学校設置基準	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	横濱「シューラー」学園	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	横濱シューラー学園では、目下土地建物をめぐり、学区の教育上又は安全上著しい支障を来さないもので、学園の運営上可能であるものを確保し、学校法人になりやすい環境を整えようとしている。また、運動場の設置要件を免除も含めて緩和することによって、都市部における事業上の学校設置を可能にする。	横濱シューラー学園では、目下土地建物をめぐり、学区の教育上又は安全上著しい支障を来さないもので、学園の運営上可能であるものを確保し、学校法人になりやすい環境を整えようとしている。また、運動場の設置要件を免除も含めて緩和することによって、都市部における事業上の学校設置を可能にする。		
081210	NPO法人による学校設置の際に必要最低基準の適用緩和	小中学校設置基準	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	特定非営利活動法人「シューラー」学園	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備…(中略)…有すること」とあるが、各学校の設置基準に規定される運動場の施設、教諭を1学級に1人以上以上の基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来さないものとする」という規定を設け、当該事業を拡大する。	教育改革特設児童・生徒に限定されない「シューラー」による小規模学校設置の容認	特区NPO法人による学校設置の際に満たすべき各種基準の適用緩和	当校では、地域住民の多大な理解と協力を得て、現校舎の近隣に校地約2700㎡・校舎約825㎡を借用することができた。校舎の安全性を確保するために改修作業が行われ、平成16年1月には移転が完了する。但し、校舎の周囲は雑草が繁茂し、安全上著しい支障を来さないものとする。また、運動場の設置要件を免除も含めて緩和することによって、都市部における事業上の学校設置を可能にする。
081210	NPO法人による学校設置の際に必要最低基準の適用緩和	小中学校設置基準	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1	小・中学校設置基準は、教育の質を担保するため、確保すべき最低基準を定めたものであり、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	貴省の回答では「設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている」とあるが、現実に、既存の国や県の設置基準が大きな壁となっており、NPO法人が学校を設置する場合には、認定地方公共団体の長が学校設置の認可権を持つことから、その認可基準の弾力的な運用についても当該地方公共団体の長に委ねられていると解釈していか。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	D-1		小・中学校設置基準に関しては、教育に支障がない限りにおいて、設置基準に基づく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用については、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている。	全国「シューラー」研究会	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備…(中略)…有すること」とあるが、各学校の設置基準に規定される運動場の施設、教諭を1学級に1人以上以上の基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来さないものとする」という規定を設け、当該事業を拡大する。	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「国際アカデミー」(仮称)の開始	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	文京区で具体的に活用されて頂きたいと考えている施設は「教育センター」である。教育等の施設が充実している。運動場は他の施設との共同利用を考えた。学年割にこだわらず、ティーム・チャレンジを行う。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
081280	学校設置会社および学校設置非常利法人が設置する学校成通用の拡大	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないことを想定していない(特区基本方針1(1))	E		「構造改革特別区域基本方針」では「特区においては従来型の行政措置を講じない」とされているところである。本提案は、特区における特例措置として学校の設置主体となることが認められた法人に対して、助成金の支給を求めるものであり、基本方針に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		E	学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。また、816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人の実績を踏まえたうえで、学校教育法上の学校として取り扱われるべきではないか、「イコール・フィッティング」は当然の原理である。私立学校として取り扱われるNPO法人立学校、株式会社立学校が他の私立学校法人に差別されることは論理的ではない。		各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	E	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		3118050	大阪チーアースクール研究会	「公設民営」方式による小・中・高一貫校としての「大阪バイリンガルスクール」の開始	学校設置会社および学校設置非常利法人が設置する学校への私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12家の所轄庁の予算変動報告や役員報酬報告)の適用を受ける学校に公設民営学校をめぐって、この新しい学校に公的資金を拠出してはならないという論議はない。私たちは私立学校並みの助成が公から得られることを期待している。	現在、私立学校には私学助成がなされている。私たちは自治体と共同で作る公設民営学校をめざして、この新しい学校に公的資金を拠出してはならないという論議はない。私たちは私立学校並みの助成が公から得られることを期待している。
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないことを想定していない(特区基本方針1(1))	E		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		E	817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の差があり、1象校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。		各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	E	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		3051090	全国チーアースクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京ベイ・イングリッシュスクール」	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇措置が相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないことを想定していない(特区基本方針1(1))	E		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		E	817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の差があり、1象校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。		各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	E	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		3052090	福岡チーアースクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇措置が相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないことを想定していない(特区基本方針1(1))	E		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		E	817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の差があり、1象校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。		各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	E	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		3053090	神戸チーアースクール研究会	「公設民営」方式による神戸・イングリッシュスクール	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇措置が相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないことを想定していない(特区基本方針1(1))	E		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		E	817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の差があり、1象校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。		各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	E	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		3090900	もう一つの学校を作る会	「公設民営」方式による幼・小・中一貫校としての「京都国際バイリンガルスクール」の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇措置が相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないことを想定していない(特区基本方針1(1))	E		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		E	817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の差があり、1象校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。		各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	E	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置される学校とのイコールフィッティングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答された。		3108090	大阪北チーアースクール研究会	「公設民営」方式による小・中・高一貫校としての「大阪バイリンガルスクール」の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇措置が相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないこと(特区基本方針1(1))	E		「構造改革特別区域基本方針」では「特区においては従来型の行政措置を講じない」とされていることである。本提案は、特区における特例措置として学校の設置主体となることが認められた法人に対して、税制上の優遇措置を求めるものであり、本基本方針に照り、検討要請事項の対象とはならない。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールファイティングを求めていることである。特区は、特区における特例措置として学校の設置主体となることと認められた法人に対して、税制上の優遇措置を求めるものであり、本基本方針に照り、検討要請事項の対象とはならない。		E		817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全ての行政措置を講じなければならないとはされていない。税制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人規制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。					3117090	特定非営利活動法人IWC/IAO国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「国際力カデミー」(仮称)の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
081290	学校を設置するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	構造改革特別区域基本方針1(1)	特区制度においては従来型の行政措置を講じないこと(特区基本方針1(1))	E		「構造改革特別区域基本方針」では「特区においては従来型の行政措置を講じない」とされていることである。本提案は、特区における特例措置として学校の設置主体となることと認められた法人に対して、税制上の優遇措置を求めるものであり、本基本方針に照り、検討要請事項の対象とはならない。		提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールファイティングを求めていることである。特区は、特区における特例措置として学校の設置主体となることと認められた法人に対して、税制上の優遇措置を求めるものであり、本基本方針に照り、検討要請事項の対象とはならない。		E		817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全ての行政措置を講じなければならないとはされていない。税制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、NPO法人規制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。				3118090	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中・高一貫校としての「大阪バウンダリ・スクール」の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。	
081300	公設民営学校(地方独立行政法人)の法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	学校教育法第5条、地方独立行政法人法第21条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会が検討中。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いは、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。	公設民営に係る指図書についてはすでに意見を述べておりますのでそちらを参照してください。この項は地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながる。集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すると、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることから検討しているものです。これらの点から、「単に従来型の税制措置を求めるものではないこと」を理解いただき、財務省で地方独立行政法人への寄付に対する税制措置について、16年度税制改正の中で議論していただく点も勘案し、再度ご検討いただき見解をお教えください。		C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会が検討中である。なお、前回回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取扱いは、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。				1074150	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の学校の創設)	地方独立行政法人への寄付を控除の対象とする	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。		
081310	学校法人・私立学校の設置認可権限の特例	学校教育法第4条、私立学校法第4条	小学校等の設置及びこれを設置する学校法人の寄附行為の認可(設立認可)は都道府県知事の権限とされている	D-1		株式会社・NPO法人により設置される小学校等の認可権は、認定地方公共団体の長にある(構造改革特別区域法第12条及び第13条)。学校法人の認可権は都道府県が有することが適当であり、現状でも問題がない。なお、これを市町村に委譲することについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされていることであり、現行制度上、提案地方公共団体の位置する都道府県の判断により可能である。	貴者の回答では、「学校法人の認可権は都道府県が有することが適当であり、現状でも問題がない」とあるが、提案は、迅速な設置が必要である一方、手続が煩雑であり相当な時間を要するため、株式会社立学校と同様に学校法人の認可についても市町村に委譲したいというものである。これを踏まえ具体的に検討し回答された。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答された。		D-1		提案概要にもある通り、私立学校の認可権者である県と共同で第2次提案を行ったにもかかわらず、学校が設立できなかったのは、地域住民の理解を得られなかったためであり、この提案を実現するための制度上の障壁は存在していない。				3054020	長野チャーター・スクール研究会	「特区学校法人」による長野市子ども・中一貫校	私立学校法4条2号及び4号において、私立学校(大学と高等専門学校を除く)と当該私立学校を設ける学校法人の認可権限を有するのは「都道府県知事」とされているので、私立学校法第4条に「都道府県知事」の語を付すことにより、私立学校法第4条に規定する特区法上の条文に規定する同法4条8項の認定を受けた自治体の長」という規定を追加する。	希望にも、私たちは長野県と長野市の連携により、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。			
081320	私立学校審議会設置の柔軟化	私立学校法第9条	私立学校審議会は都道府県に設置される	D-1		学校法人の認可権は都道府県が有するので、私立学校審議会は都道府県に設置されることが適当であり、また、現状でも問題がない。地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき学校法人の認可権限が市町村に委譲された場合には、私立学校審議会への諮問についても都道府県の判断により、委譲することが可能である。	貴者の回答では、「私立学校審議会を都道府県に設置されることが適当であり、また、現状でも問題がない」とされているが、提案は、新たな私立学校の迅速な設置のためには、株式会社立学校等と同様に、学校法人についても市町村に審議会の設置等の権限を与えるべきものである。また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答された。		D-1		提案概要にもある通り、私立学校の認可権者である県と共同で第2次提案を行ったにもかかわらず、学校が設立できなかったのは、地域住民の理解を得られなかったためであり、この提案を実現するための制度上の障壁は存在していない。				3054030	長野チャーター・スクール研究会	「特区学校法人」による長野市子ども・中一貫校	私立学校審議会の設置の柔軟化及び権限委譲	私立学校法8条1項、9条2項、13条2項、14条、17条において、私立学校審議会の設置等の権限が「都道府県知事」とされているところを、「特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)」に規定する同法4条8項の認定を受けた自治体の長」という規定を追加する。また、同様の趣旨で、9条1項、16条2項については、「都道府県」とされているところから、「特区法〇条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)」に規定する同法4条8項の認定を受けた自治体の長が条例で定めることとする。」という特例措置を講じ、地域の実情に合わせた設置の柔軟化を図る。	幸い、長野県の場合、私学法人が少なく、かつ、私立小学校は一校もないので、私立学校審議会で大変な問題となることはないと思われた。しかし、大都市圏では、いわゆる「適正配置」という理由のもとに、新しい私学の参入はほぼ不可能に近い。		
081330	学校法人が福祉施設を開放し運営することの可能化	私立学校法第26条	学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、収益事業を行うことができる	D-1		現行制度においても、学校法人が収益事業として福祉事業を行うことは特に禁止されていない。											1073010	新城市	大学による福祉特区	社会福祉施設等設備整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生事務次官通知)の補助対象に学校法人等を加え、学校法人法第26条第2項に定める事業に福祉事業を加える。	新城市にある福祉大学が学校法人格のまま国庫補助を受け老人デイサービスセンターを開設の上、学校法人が施設を直接運営し、学生の現場実習や学術研究に役立てる。	

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
081400	専門士の称号の付与に関する規程の緩和	通知「専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行等について」第2号	専門士の資格を得るためには、「①修業年限が2年以上であること、②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること」の要件が必要とされている。	C		専門士の資格付与に十分な時間を確保し、現行の資格付与と条件を決定しているところである。	提案は、専門士の資格付与に必要な時間にインターンシップの実施等の時間を含めることで産学共同による人材の育成供給を図ろうとするものであり、これをふまえて提案が実現できないか、検討し回答されたい。	貴省は「専門士の資格付与に十分な時間を確保し、現行の資格付与と条件を決定しているところである」という回答をしているが、「専門士の資格付与に十分な時間を確保し、現行の資格付与と条件を決定しているところである」という回答を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C	長期・短期・インターンシップやOJT等は、現行制度でも専修学校の修了に必要な授業時数にカウントすることが可能であり、これを「修了とみなすことにより、ご提案の趣旨は実現することができると思われる。 なお、「専門士の資格付与に十分な時間」とは、短大等の学校種における卒業要件(単位数等)を勘案して定めた指標であり、インターンシップ等の活動も修了時数とみなす仕様が既に整備されている。専門士の資格は全国的に通用するものであることから、全国で同一の基準としなければ、資格の価値を担保できないものと考えられる。						3057060	ヒューマンアカデミー株式会社	産学協同型専修学校特区	専門士の称号の付与に関する規程の緩和	現行通知上、「①修業年限が2年以上であること、②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていることと、専門士の称号の付与に関する規程が定められているが、特区においては、「②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること」を「認定自治体の長が当該教育事業に支障をきたさない」と認められた範囲で設定した授業時数とする。	株式会社形態のまま専修学校となることで、組織としての社会的地位を向上させることと、進学する生徒に対しても、卒業後に「専門士」という公式の資格を付与すること等を実現することにより、生徒の就業促進、地域・企業へのニーズに応える必要を教育を受けた人材の供給などに図る。
081410	社会教育関係団体への補助金交付手続きの簡素化	社会教育法第13条	社会教育法第13条において、社会教育関係団体への補助金交付にあたり、国にあっては審議会等が定めるもの、地方公共団体においては社会教育委員の会議に、あらかじめ諮問することが必要とされているところ。	C		社会教育法第13条は、社会教育関係団体への補助金の交付が適正に行われることを確保しようとしたものであり、社会教育関係団体への補助金の交付にあたり社会教育委員の会議の意見を聴くことは必要。	地域の再生を推進するに当たって、補助金の利便性の向上が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、再度検討し回答されたい。	国の回答は、社会教育法に基づいて、社会教育委員会が諮ることが補助金の適正な交付を保障するかのようものだが、今日、行政は、多くの市民とのパートナーシップで様々な分野で協働歩調を固りながら、まちづくり発展のために事業展開をしております。そうした市民団体は、無数に近くあるといっても過言ではありません。そうした事業や団体の大方は、社会教育事業や関係団体としてではなく、社会教育的意義のある、スポーツレクリエーション事業から青少年健全育成事業、更には福祉的意義、各種ボランティア団体や公益的NPO団体など、実に多方面に渡っております。草加市では、それらの事業や団体に、草加市補助金等の公布手続きに関する規則に基づき、各々の事業毎に「補助金交付要綱」を制定し、その規定に基づいて補助金を交付しております。また、平成15年8月には、適正で効果的な補助金の交付により健全な財政運営を推進するために、元会計検査院官房審議官、元埼玉県出納長、大学教授、弁護士、税理士で構成する「補助金検討委員会」を設置し、時代に合った必要性等から、より厳正な審査を行っているところです。以上の通り、草加市は補助金の交付に当たって、公平かつ透明なルールを有しております。その他の手段による意見聴取の必要性がある場合には、それをも実行しておりますので、草加市独自の補助金交付手続きによる裁量に委ねていただきます。		C	社会教育法第13条は、社会教育関係団体への補助金交付にあたって、憲法第89条及び社会教育法第12条の規定の趣旨に反することのないよう置かれた規定である。一方、ご提案中の補助金交付要綱は、「補助金等に係る事務の適正な運営を確保すること、また、補助金検討委員会も「補助金等の弾力的な運用を図るとも、適正で効果的な補助金の交付により健全な財政運営を推進すること」を目的とするもので、法第13条の目的と本質的に異なるものであって、対応は不可能である。 なお、ご意見中「その他の手段による意見聴取が必要である場合には、それをも実行している」との記述があるが、社会教育法第13条に基づく意見の聴取はこれに該当するものと考えられる。					1191010	草加市	草加市教育関係団体への補助金交付手続きの簡素化	社会教育法第13条は、憲法第89条及び社会教育法第12条の規定に反することのないよう、教育委員会の外部の者である社会教育委員(教育委員会が委員)によって構成される会議の意見を、教育委員会が聴くことを規定したものである。草加市の二意見中には、「その他の手段による意見聴取の必要性がある場合には、それをも実行している」とあり、社教法第13条に基づく意見の聴取はまさにこれに該当するものと考えられるため、社会教育関係団体への補助金交付の際には、適正で透明性の高い、草加市独自の補助金交付要綱の規定や補助金検討委員会の審査に基づくほか、社教法第13条に基づく社会教育委員の会議の意見を教育委員会が聴き、教育委員会により補助金交付を行って頂きたい。	社会教育関係団体に補助金を交付するに当たり、社会教育委員の意見を聴く必要をなす。	社会教育委員の意見を聴かず社会教育関係団体に補助金を交付する。	
081420	国家資格の資格取得に係る要件の緩和(司書・司書補)	司書及び司書補の講習に関する規定(司書・司書補)	司書及び司書補の講習については、司書補法第6条第1項	D-1		区内の大学との連携・協力の下、司書の資格が確保されることを前提に、区内の大学に対して文部科学大臣の委嘱を行うことは現行でも可能。											1095110	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	国家資格の資格取得に係る要件の緩和 ①司書・司書補 アカデミーまたは区内大学で図書館法による講習を行う機関として指定を受ける。	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、今回提案する、14の国家資格取得に係る要件の緩和を行うことにより、行政が一定の関与をしながら、大学、企業、民間カルチャー等の機関がそれぞれに機能し、共存する新たな学習モデルを構築する。
081430	国家資格の資格取得に係る要件の緩和(社会教育主事)	社会教育主事の講習に関する規定(社会教育主事)	社会教育主事の講習については、社会教育法第9条の5等の規定に基づき、文部科学省令に定めるところにより、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行うこととなっているところ。	D-1		職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱する機関として適当と認められるものであれば、大学その他の教育機関に対して文部科学大臣の委嘱を行うことは現行でも可能。											1095120	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	国家資格の資格取得に係る要件の緩和 ②社会教育主事 文京区での連携を図り、社会教育分野での、後方支援機関としての講習を行うことで、正規の講習機関としての認定を受ける。	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、今回提案する、14の国家資格取得に係る要件の緩和を行うことにより、行政が一定の関与をしながら、大学、企業、民間カルチャー等の機関がそれぞれに機能し、共存する新たな学習モデルを構築する。
081440	国家資格の資格取得に係る要件の緩和(学芸員・学芸員補)	博物館法第5条第1項3号に基づき、博物館法施行規則第5条	学芸員の試験認定の受検資格については、博物館法施行規則第5条第1項第3号に規定されているところ。	D-1		区内大学での科目履修内容や文京ふるさと歴史館等での実習内容等が明らかではないが、それらの内容如何によっては、博物館法施行規則第5条第1項第3号に規定に基づき、文部科学大臣が同条第1号から第4号に掲げるものと同等以上の資格を有する者と認めることは可能。											1095130	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	国家資格の資格取得に係る要件の緩和 ③学芸員・学芸員補 アカデミーでの受講または、区内大学での科目履修を行うとともに、文京ふるさと歴史館等(博物館・美術館)での実習を行うことで、5年以上学芸員補の職に就いた者と同等とみなし、受検資格を与える。	文京区では、(仮称)文京アカデミーを設置し、今回提案する、14の国家資格取得に係る要件の緩和を行うことにより、行政が一定の関与をしながら、大学、企業、民間カルチャー等の機関がそれぞれに機能し、共存する新たな学習モデルを構築する。
081450	新たな公的資格の創設(生涯学習司)	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成22年法律第71号)	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律においては、市町村が資格を創設することに規制は設けていない。	E		生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律においては、市町村が独自に資格を創設することに十分な規制は設けていない。したがって、法令等の規制の特例措置を設けるという特区制度にそぐわず、特区の対象事項とはならない。(参照:構造改革特別区域法第1条、第2条第3項)	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			E	新たな資格創設は、規制改革の問題ではなく、全国一律に課されている規制の特例措置を設けることにより地域の活性化を図ることを目的とする構造改革特区に該当しないものである。なお、現在においても、各博物館の事業の実施に当たって必要とされる職を、各博物館の判断により必要に応じて置くことは何ら問題はなく、法的な整備が不可欠との指摘はあたらぬ。						1095150	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	新たな公的資格の創設 生涯学習司 文部科学大臣及び経済産業大臣と連携して設置できる資格とする。	地方自治を行ううえで、今後必要不可欠と思われる、資格について、各府省庁との連携により創設する。
081460	新たな公的資格の創設(インタープリター)	博物館法第4条第7項	博物館の職員については、博物館法第4条に規定されているところ。	E		新たな公的資格を設けることは規制改革の問題にすぎない。なお、現在においても、各博物館の事業の実施に当たって必要とされる職を、各博物館の判断により必要に応じて置くことは何ら問題はない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			E	新たな資格創設は、規制改革の問題ではなく、全国一律に課されている規制の特例措置を設けることにより地域の活性化を図ることを目的とする構造改革特区に該当しないものである。なお、現在においても、各博物館の事業の実施に当たって必要とされる職を、各博物館の判断により必要に応じて置くことは何ら問題はなく、法的な整備が不可欠との指摘はあたらぬ。						1095160	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	新たな公的資格の創設 ④「インタープリター」を位置づけ、第6条の次に、インタープリターとは文部科学大臣が示したガイドラインに基づき、当該博物館が所在する市町村が認定する資格である旨、位置づける。	地方自治を行ううえで、今後必要不可欠と思われる、資格について、各府省庁との連携により創設する。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事項の実施内容		
081510	IPテレビによる視聴聴解済の著作権上の特例	著作権法第2条第1項第9号の2	—	E		著作権は「私権」であり、「規制」ではない。 権利者の意思を無視して、テレビ番組等のコンテンツをインターネットで無断送信できるようにすることは、WTO等の国際条約に違反することになる。(なお、テレビ番組を再有線放送する際の著作権者の許諾については、当事者間の同意に基づく「契約」によって包括許諾を得ているのと同様に、テレビ番組をインターネット送信する際の著作権者の許諾についても「契約」による対応が可能・適切である。)	貴省の回答では、テレビ番組をインターネット送信する際の著作権の許諾については「当事者間の同意に基づく契約」による対応が可能・適切であるとしているが、そのような手続きを踏めば著作権法上の問題は生じないと解しているが、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	著作権者からの包括権利許諾について、テレビ番組をIPマルチキャスト方式により再送信する際の著作権の許諾についても「契約」による対応が可能・適切であるとのことであるが、著作権管理団体は、素材の方式が著作権法上の「有線放送」に当たれば、包括許諾契約が可能との見解を示していることから、この点が「事実上の規制」になっている。著作権法を所管する文科省で、素材が行うIPマルチキャスト方式を著作権法上の「有線放送」に位置付けてければ、著作権管理団体との間に開ける包括権利許諾の道が現実的に開けることになります。 ●著作権法第一節第二十九条の二にて、有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいうとあり、今回のIPマルチキャスト方式はこの条件を満たしています。ちなみにIPマルチキャスト方式とは、配信機器から受信機器までの間の通信を1対多で行うものであり、途中の通信機器までは単一のデータパケットを送信し、受信機器に最も近い通信機器にて配下のすべての受信機器用にデータパケットを複製して、同じ内容を各受信機器に送信する技術であり、同時に、同一性を実現しています。		E		貴省の回答では、テレビ番組をインターネット送信する際の著作権の許諾については「当事者間の同意に基づく契約」による対応が可能・適切であるとしているが、そのような手続きを踏めば著作権法上の問題は生じないと解しているが、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。									3091040	株式会社長野県協同電業	IPテレビによる視聴聴解済の特例	IPテレビによる視聴聴解済の著作権上の特例	難視聴地域において、その解消のため、有線テレビジョン放送法等既存の法律に該当しない施設・方法により、その地域内で、テレビの再送信を行う場合であって、CATVの設置や中継局の設置などが困難であり、かつ、当面設置が望まれない場合は、この再送信を、「放送」と同様包括権利処理ができるよう、著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と見なすこと。	村内にある白鳥地区共同受信施設で受信している電波を利用し同地区公民館内にチューナー内蔵のエンコーダーを設置しIP信号に変換して有線本局にある配信サーバに送信。ここから各居宅を經由してIPマルチキャスト方式で各居宅に映像を配信する。この方式により、村内全域で難視聴を解消できる条件が整う。
081520	総合子育て学園と学校構造改革(修業年限の緩和)	教育基本法第4条、学校教育法第19条、第27条、第37条、第39条、第46条、第55条	教育基本法第4条により9年間の義務教育が定められている。 学校教育法第19条、第27条、第37条、第39条により、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年の修業年限が定められている。 なお、学校教育法第22条及び第39条により、小・中学校への就学義務が課せられ、第27条で年齢に達しない子女は小学校に入学させることができないことが定められている。	E		提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない提案である。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。義務教育の延長、修業年限の変更などは、規制改革の問題にすぎないものである。							3004010	多摩市を考へる市民の会 事務局、A学校法人	総合子育て学園と学校構造改革	総合子育て学園(修業年限)	修業年限を別に割り振ることが出来る。19歳小学校まで10年、37歳中学校まで7年、46歳高校まで3年、55歳大学まで2年。6334制から10・7・3・2制へ変革。	①10歳子育て総合学園を現小学校に改造実施。マイナス1歳から9歳児まで総合一貫教育②社会自立専門学校(7年制)を現中学校に実施③専門専攻マスター学校(3年制)を現高校に実施④専門大学、社会人大学(2年制)研究大学を現大学に実施(生涯学習、生涯発明研究として)。効果①に開し、生まれる前から全ての子どもに平等に十分な習得と教育を受けられば心と知能の最速最発達保障され、愛の絆による安定した人形形成が図られる。特権乳幼児児童は減り、子育て世代の多摩市流入を促進。		
081520	総合子育て学園と学校構造改革(修業年限の緩和)	教育基本法第4条、学校教育法第19条、第27条、第37条、第39条、第46条、第55条	教育基本法第4条により9年間の義務教育が定められている。 学校教育法第19条、第27条、第37条、第39条により、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年の修業年限が定められている。 なお、学校教育法第22条及び第39条により、小・中学校への就学義務が課せられ、第27条で年齢に達しない子女は小学校に入学させることができないことが定められている。	E		提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない提案である。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。義務教育の延長、修業年限の変更などは、規制改革の問題にすぎないものである。							5120001	任意団体	学校構造改革と学校構造改革(修業年限について)	学校構造改革と6334制の変革(修業年限について)	修業年限を別に割り振ることが出来る。19歳小学校まで10年、37歳中学校まで7年、46歳高校まで3年、55歳大学まで2年。6334制から10・7・3・2制へ変革。	①総合子育て学園を現小学校に改造実施。マイナス1歳から9歳児まで総合一貫教育 ②社会自立専門学校(7年制)を現中学校に実施。社会を体験学習することで自らの勉強の意義価値を知る。③専門専攻マスター学校(3年制)を現高校に実施。より高等の意識や技術を身に付け社会で発揮貢献しようとする。④専門大学、社会人大学(2年制)研究大学を現大学に実施(生涯学習、生涯発明研究として)。入学自由、学ぶ目標も自由。また免許資格こそ全国標準で卒業試験を課し認定する。		
081530	学校構造改革に係る学校名の変更	学校教育法第1条	学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案の前提である「学校構造改革」は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。本提案のような事項は、規制改革の問題にすぎない。							3004020	多摩市を考へる市民の会 事務局、A学校法人	総合子育て学園と学校構造改革	学校構造改革の現校名と学校名	新しい学校名を許可する。 ・小学校名を総合子育て学園 ・中学校名を社会自立専門学校 ・高校校名を専門専攻マスター学校	各学校は、その現在の形のままで新教育構造の名称に変える。		
081530	学校構造改革に係る学校名の変更	学校教育法第1条	学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案の前提である「学校構造改革」は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。本提案のような事項は、規制改革の問題にすぎない。							5120002	任意団体	学校構造改革と目的別学校名	学校構造改革と目的別学校名	新しい学校名を許可する。 ・小学校名を総合子育て学園 ・中学校名を社会自立専門学校 ・高校校名を専門専攻マスター学校	各学校は、その現在の形のままで新教育構造の名称に変える。		
081540	学校構想改革による義務教育の年限の変更	教育基本法第4条	国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案の前提である「学校構造改革」は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。本提案のような事項は、規制改革の問題にすぎない。							3004030	多摩市を考へる市民の会 事務局、A学校法人	総合子育て学園と学校構造改革	義務教育の年限と学校構造改革	幼児教育は義務教育に出来る。親には乳幼児教育を受けさせる権利があり国家はそれを保障する。義務教育を17歳まで保障する。	総合子育て学園を作ることが出来る。社会自立専門学校を作ることが出来る。		
081540	学校構想改革による義務教育の年限の変更	教育基本法第4条	国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案の前提である「学校構造改革」は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。本提案のような事項は、規制改革の問題にすぎない。							5120003	任意団体	10・7・3・2制と17年の義務教育(その1)幼児の義務教育	幼児教育は義務教育に出来る。親には乳幼児教育を受けさせる権利があり国家はそれを保障する。	十年をかける総合子育て学園を作ることが出来る			
081550	学校構造改革における幼小一貫保育教育の導入	学校教育法第1条	学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題にすぎない。	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答された。			E		提案の前提である「学校構造改革」は、義務教育の延長などを内容とするものであるが、同制度は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うため、すべての国民に一定水準の教育を無償で提供するものである。本提案のような事項は、規制改革の問題にすぎない。							3004050	多摩市を考へる市民の会 事務局、A学校法人	総合子育て学園と学校構造改革	幼小一貫保育教育と学校構造改革	総合子育て学園は、胎教、乳幼児教育、母子支援教育、小学校教育を行う幼小一貫教育施設であり、同時に保育施設が欠かれない児童福祉施設として認め、同時に現小学校での教育目的の範囲の規制緩和を求める。学童保育も生活指導という教育としてみられる。	総合子育て学園で、胎教指導、母子相談支援、幼児教育、障害児教育、0-6歳児保育、夜間保育、学童保育、小学4年までの総合一貫教育が出来る。。		

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
081560	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討回答された。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ実質的に強い影響力を有していることに着目し、提案しました。ただ、日本語学校の設置及び編成については、貴省は全く関与する意思はなく、法務省の所管たる管轄事項であり、貴省は法務省の決定に従うと表明した。貴省の回答から弊社はそのように理解しております。もし、弊社の理解に相違がないのであれば今後、法務省に対して提案を続けていきます。		E		日本語教育機関の運営に関する基準は財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、当該基準の変更の承認については、法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとしている。 文部科学省としては、校地の自己所有に係る基準を見直す必要性があるかどうかは、まず同協会が判断することであると考えているところであるが、法務省より文部科学省に協議があれば検討することとする。					3063010	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。
081560	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)										5150024	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	
081570	日本語教育施設の校舎の自己所有要件の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)										3063020	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	
081570	日本語教育施設の校舎の自己所有要件の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)										5150025	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	
081580	日本語教育施設における最低修業期間の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)										3063030	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第二条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低修業期間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
081580	日本語教育施設における最低修業期間の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)										5150026	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第二条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低修業期間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
081590	日本語教育施設における最低授業時数の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)										3063040	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第四条は、「日本語教育施設の授業時数は、1年にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時数を修業期間の緩和と整合するように改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
081590	日本語教育施設における最低授業時数の緩和	-	-	E	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)	国の規制でない。 (※出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)										5150027	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区	「日本語教育施設の運営に関する基準」第四条は、「日本語教育施設の授業時数は、1年にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時数を修業期間の緩和と整合するように改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	
081600	外国大学の姉妹校としての外国語大学の設置	大学設置基準第28条第2項	学生が、外国の大学又は短期大に留学する機会。大学は、教育上有益と認めれば60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修による取得とみなすことができることとなっているところ。	D-1	提案の趣旨は、4年間の大学の就業者数のうち、前半半は外国の大学で学び、後半2年は日本の外国語大学で学ぶということが可能とすべきことであるが、「制度の現状」の欄に記載のとおり、現行制度上可能である。											3105010	個人	国際教育特区	国際教育特区	外国の大学の姉妹校として外国語大学を設置し、中国、朝鮮、モンゴル、ロシア、スペイン、ポルトガル語を日本人に習得させる。外国人教師を公営住宅に入居させ、就業期間を5年に、経営参画等も緩和する。	外国語・貿易・文化交流学部等で1,000人規模の大学とし、日本人も外国人も後期の2年間それぞれ外国の大学で学びその国で卒業して、その地で就職する。土地は境内産産高次跡地の保有地である。国内外の学生、知識人が交流し、人的資源が創設され、経済の活性化が図られ、限りない発展と平和な地域が構築される。	

文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
081610	本国の認定協会等から認定を受けた海外の大学を「本邦の大学」とみなすことの容認	学校教育法第3条、第4条	大学を設置しようとする者は、学校教育法第3条及び第4条により、設置基準に従って文部科学大臣の認可を受けなければならない。大学を設置しようとする者の国籍を問わず同一の基準と手続が適用される内外無差別の制度となっている。	C	大学の設置認可は、学校教育法・大学設置基準等の法令により定められた大学としての要件を満たすことを確認した上で大学としての地位を付与するものであり、大学としての要件を満たさないものについて大学又は大学に準ずるものと認めることはできない。 なお、外国の大学の日本分校の取り扱いについては、現在、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」で検討中。	提案は、留学することなく国内で海外の大学の特長をそのまま生かした大学(当該国の正式な認定・承認を受けたものに限る)の設置運営を可能とし、また、学生に対する日本国内の大学と同等の負担軽減措置を執ることにより、大学選択の環境を整えることで、国際化教育の推進が図られるとするものであり、この点を踏まえ再検討し回答されたい。 なお、貴省の回答では、「外国の大学の日本分校の取り扱いについては、現在検討中」とあるが、具体的な検討内容及びスケジュールを明らかにされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	管理コード080890の回答に、外国の大学の日本分校の取り扱いを検討中とあるが、外国の大学の日本分校からの学生が学校教育法にある大学院への入学を認められれば、「大学に準ずるもの」と認められると理解してよいのか？			C	我が国の大学制度では、設置認可により設置時における最低水準を担保するとともに、設置後における定期的な認証評価の実施、真正性確保の奨励などにより質保証を図る仕組みを設けており、こうした質保証システムに基づいて初めて我が国において大学としての法的地位が付与されるものである。 なお、すでに回答したとおり、外国の大学の日本分校の取り扱いについては、現在、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」において、諸外国における制度の調査研究などを行いつつ、検討を進めているところであり、本年度中を目途に、検討結果についてのまとめをいただくことを予定している。						3049060	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	外国人学生に対する留学生在留資格の特例	「留学」の在留資格は、「本邦の大学」に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動」と定められており、テンブル大学ジャパン(TUJ)は文部科学省の認可を受けていないため、「本邦の大学」とみなされず、外国人学生を「留学」の在留資格で受け入れることができない。しかし、特区においては本国の認定協会から正式な認定を受けている海外の大学を「本邦の大学」に準ずるものとみなし、外国人学生に留学生在留資格を与える。	現在外国人学生は、文化活動どぞ(添付資料4:外国の大学の学生が我が国に設置された日本分校において勉学を行う活動の取り扱いについて(入国管理局)参照)により米国に1年以上滞在し本校経由で来日の場合のみ、短期間(TUJ)に在籍することが許されるが、特例が認められれば日本において国際教育を求める各国からの学生を直接受け入れることが可能になる。また、現在短期間の滞在しか許されない学生も、希望の期間、例えば卒業まで日本キャンパスでの在籍が可能となる。外国人学生の受け入れは、大学にとってキャンパスの国際化そして教育内容の充実という観点において重要であると同時に、地域にとってもその国際化と経済活性化に直結するものである。